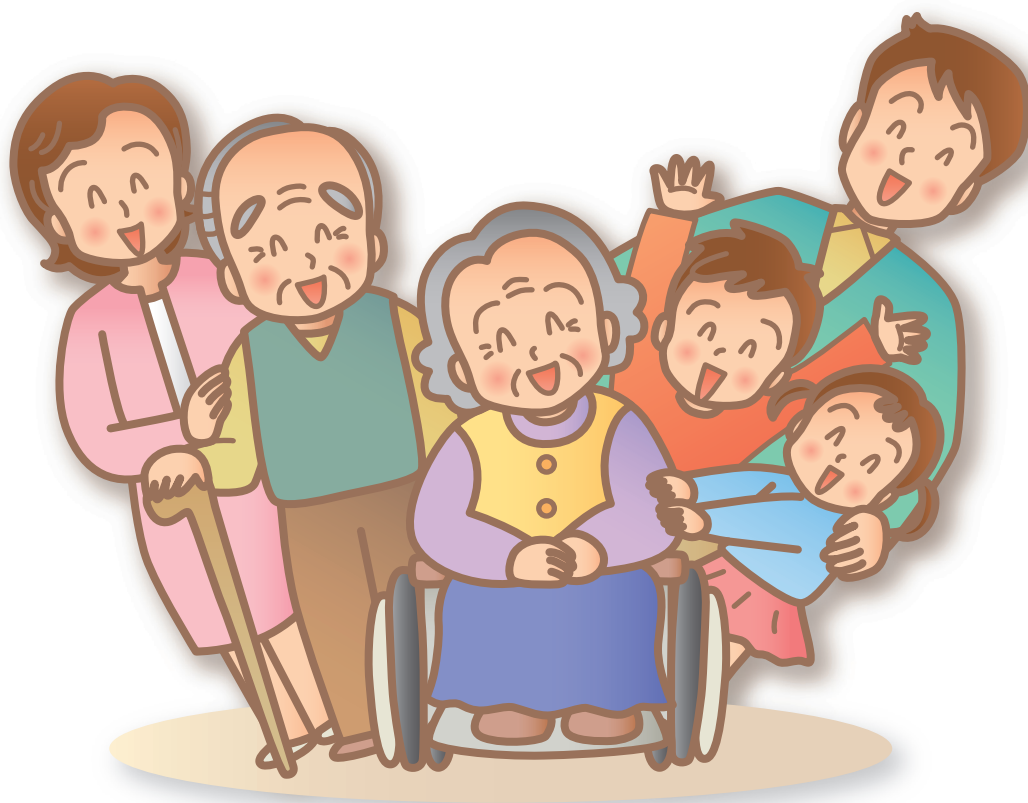


大仙市高齢者虐待防止マニュアル



平成22年(2010年)3月

秋田県大仙市

近年深刻な問題となっている高齢者への虐待について、平成15年に厚生労働省が行った調査では、虐待を受けている高齢者のうち約1割が生命に関わる危険な状態であり、また、約半数が心身の健康に悪影響がある状態であったと報告されています。この背景には様々な要因が絡んでいることがうかがわれ、高齢者虐待は高齢者の尊厳を冒す重大な問題であり、社会全体で早急に対応する必要があります。

このような中で、平成18年4月1日に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

この法律は、虐待を受けた高齢者に対する保護のみならず、養護者の負担の軽減を図ること等の高齢者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、高齢者の権利・利益の擁護に資することを目的にしています。

高齢者虐待防止の取り組みは、高齢者の尊厳を守りながら安定した生活が送られるよう支援するものです。虐待という言葉から、高齢者の養護者は加害者として捉えられがちですが、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の名称が示すとおり、高齢者虐待の防止の取り組みには、養護者を支えるといった視点が非常に重要です。

養護者を支えることで高齢者虐待を防止するためにも、できるだけ早い段階で実態を把握し、対応することが重要になります。そのためにも、高齢者やその養護者の様子から、介護疲れや介護の困難さなど、養護者が発するSOSを的確に把握することが求められます。

この「大仙市高齢者虐待防止マニュアル」は、高齢者虐待のサインに気づき、適切な養護者支援につなぐための手引きとして作成しております。

高齢者虐待のサインに気づいたら、地域ケア会議やサービス担当者会議などで情報を共有し、養護者支援の視点から適切に対応するとともに、虐待が疑われる場合には、高齢者虐待相談窓口にご相談くださいようお願いします。

目 次

I	高齢者虐待の基本	1
1.	高齢者虐待とは	1
2.	高齢者虐待の実態	3
(1)	高齢者虐待の状況	3
(2)	高齢者虐待の発生要因	9
(3)	虐待を受ける高齢者・虐待をしてしまう養護者の特徴	10
3.	高齢者虐待の防止に向けた基本的視点	16
(1)	基本的な視点	16
(2)	留意事項	18
II	養護者による虐待	20
1.	高齢者虐待の防止・早期発見のために	20
(1)	高齢者虐待の早期発見の困難さ	22
(2)	高齢者虐待のサインに気づくためのポイント	23
(3)	高齢者虐待のサインに気づいたら	26
2.	高齢者虐待に対する支援の流れ	27
(1)	相談・通報・届出への対応	27
(2)	緊急性の判断	27
(3)	事実確認及び立入調査	27
(4)	対処の方法等（介入・援助）	30
3.	財産上の不当取引による被害の防止	32
III	養介護施設従事者等による虐待	33
1.	定義・概略	33
2.	相談・通報・届出への対応	34
(1)	通報等の対象	34
(2)	通報等を受けた際の留意点	34
(3)	通報等による不利益取り扱いの禁止	34

3. 事実の確認・秋田県への報告	36
(1) 事実の確認	36
(2) 介護保険者との連携	40
(3) 秋田県への報告	40
(4) 秋田県による事実の確認	41
(5) 老人福祉法及び介護保険法の規定による権限の行使	41
(6) 身体拘束に対する考え方	43
(7) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止	44
IV 高齢者や養護者を地域で支えるために	47
1. 高齢者や養護者を支えるネットワーク	47
(1) 関係機関との連携	48
(2) 認知症を理解した地域づくり	48
(3) 地域での見守り等	50
2. 福祉や介護に携わる関係者が行う支援のポイント	51
(1) 高齢者や養護者との信頼関係を保つ	51
(2) 介護保険制度のサービスの利用	51
(3) 介護保険制度以外のサービスの利用	52
(4) 一人で抱え込まない	52
(5) 高齢者虐待防止法は懲罰が目的ではない	52
V 個人情報の保護について	53
VI 高齢者虐待相談窓口一覧	54
【資料編】	55
・ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成17年11月9日法律第124号)	57
・ 高齢者虐待防止マニュアル(簡易版) 一 介護保険事業所・介護保険施設向け	63
・ 高齢者虐待防止マニュアル策定委員名簿	70

I 高齢者虐待の基本

1. 高齢者虐待とは

家庭や施設内での65歳以上の高齢者に対する虐待行為であり、介護保険制度の普及、活用が進む中であっても身体的・心理的虐待、介護や世話の放棄・放任等が表面化し、社会的な問題となっています。

平成18年4月1日に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」といいます。）では、高齢者虐待を①養護者による高齢者虐待、及び②養介護施設従事者等による高齢者虐待に分けて次のように定義しています。

①養護者による高齢者虐待

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当すると考えられます。

養護者による高齢者虐待とは、養護者が養護する高齢者に対して行う次の行為とされています。

【図表1】 高齢者虐待の種類と行為

種 類	行 為
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えることや、本人の意に反し、何かに縛りつけるなどして身体を自由を奪うこと。
介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）	高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

参考「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（平成18年4月厚生労働省 老健局）

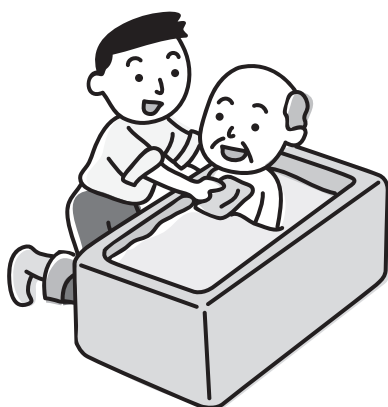
②養介護施設従事者等による高齢者虐待

老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員（養介護施設従事者等）が行う【図表1】に記載する5つの虐待行為です。「養介護施設」又は「養介護事業」に該当する施設・事業は【図表2】のとおりです。

【図表2】 「養介護施設」又は「養介護事業」に該当する施設・事業

区 分	養介護施設	養介護事業
老人福祉法 による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人居宅生活支援事業
介護保険法 による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業

参考「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（平成18年4月厚生労働省 老健局）



2. 高齢者虐待の実態

本市は平成21年度に市内の養介護施設従事者等約1,300名を対象に「高齢者虐待防止に関する意識調査」を実施しました。

また、厚生労働省は全国1,800市町村（特別区を含む）と47都道府県を対象に「平成20年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」、財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会（医療経済研究機構）では、全国の居宅介護支援事業所や介護保険事業所等6,698機関を対象に「家庭内における高齢者虐待に関する調査」が実施されています。

以下はこのような調査の結果を分析したものです。

（1）高齢者虐待の状況

県内の「養護者による高齢者虐待」の相談・通報件数は193件あり、本市においても16件ありました。

県内では「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の相談や通報はありませんでした。

【図表3】 高齢者虐待の相談・通報件数

区 分	大仙市	秋田県	全国
養護者による 高齢者虐待 (内、虐待と判断)	16件 (11件)	193件 (118件)	21,692件 (14,889件)
養介護施設従事者 等による 高齢者虐待 (内、虐待と判断)	0件 (0件)	0件 (0件)	451件 (70件)

養護者による高齢者虐待の相談や通報は、全国的に介護支援専門員や介護保険事業所職員からのものが多い傾向にあります。

【図表4】 養介護者による高齢者虐待の相談・通報者（複数回答）

区 分	大仙市	秋田県	全 国
介護支援専門員・ 介護保険事業所職員	4件	60件	9,493件
	25.0%	31.1%	43.8%
近隣住民・ 知人	0件	17件	1,167件
	0.0%	8.8%	5.4%
民生児童委員	0件	29件	1,758件
	0.0%	15.0%	8.1%
虐待を受けている 高齢者本人	3件	27件	2,559件
	18.8%	14.0%	11.8%
家族・親族	2件	27件	2,882件
	12.5%	14.0%	13.3%
虐待をしてしまう 養護者自身	0件	4件	331件
	0.0%	2.1%	1.5%
当該市町村行政職員	4件	16件	1,692件
	25.0%	8.3%	7.8%
警 察	2件	15件	1,470件
	12.5%	7.8%	6.8%
その他	1件	11件	1,938件
	6.3%	5.7%	8.9%
不 明 (匿名を含む)	1件	1件	176
	6.3%	0.5%	0.8%
合 計	17件	207件	23,466件
	—	—	—

※構成割合は大仙市16件、秋田県193件、全国21,692件の相談・通報件数に対するもの。

養介護施設従事者による高齢者虐待の相談や通報は全国的に家族や親族からのものが多い傾向にあります。

【図表 5】 養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報者（複数回答）

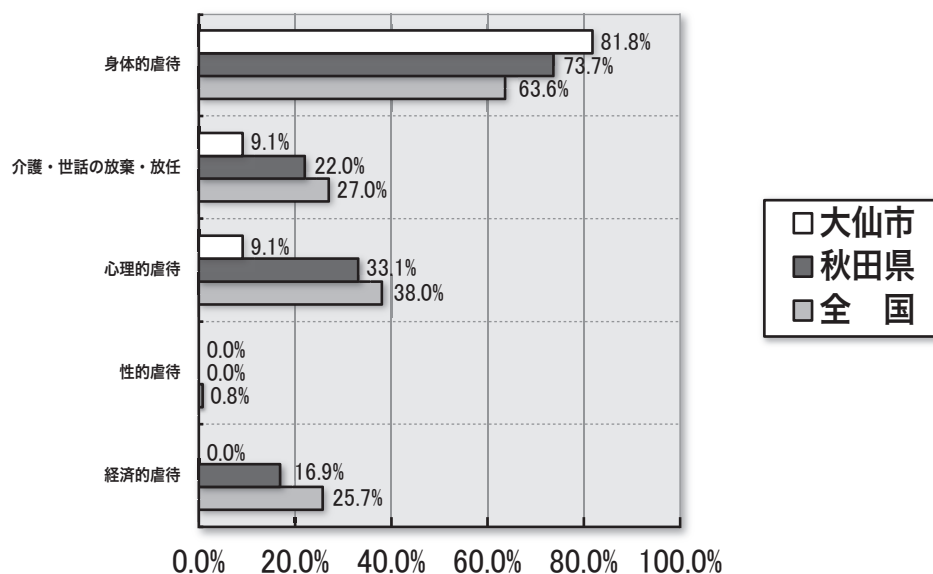
区 分	大仙市	秋田県	全 国
本人による届出	0件	0件	14件
	0.0%	0.0%	3.1%
家族・親族	0件	0件	156件
	0.0%	0.0%	34.6%
当該施設職員	0件	0件	116件
	0.0%	0.0%	25.7%
当該施設元職員	0件	0件	56人
	0.0%	0.0%	12.4%
医 師	0件	0件	3件
	0.0%	0.0%	0.7%
介護支援専門員	0件	0件	16件
	0.0%	0.0%	3.5%
国民健康保険 団体連合会	0件	0件	4件
	0.0%	0.0%	0.9%
都道府県から連絡	0件	0件	24件
	0.0%	0.0%	5.3%
その他	0件	0件	56件
	0.0%	0.0%	12.4%
不 明 (匿名を含む)	0件	0件	61件
	0.0%	0.0%	13.5%
合 計	0件	0件	506件
	—	—	—

※構成割合は全国 451 件の相談・通報件数に対するもの。

本市に通報のあった高齢者虐待11件のうち身体的虐待が9件であり、県内や全国的にみても身体的虐待が多い傾向にあります。

【図表6】 養護者による高齢者虐待の種類・類型（複数回答）

区 分	大仙市	秋田県	全 国
身体的虐待	9人	87人	9,467人
	81.8%	73.7%	63.6%
介護・世話の 放棄・放任	1人	26人	4,020人
	9.1%	22.0%	27.0%
心理的虐待	1人	39人	5,651人
	9.1%	33.1%	38.0%
性的虐待	0人	0人	116人
	0.0%	0.0%	0.8%
経済的虐待	0人	20人	3,828人
	0.0%	16.9%	25.7%
合 計	11人	172人	23,082人
	—	—	—

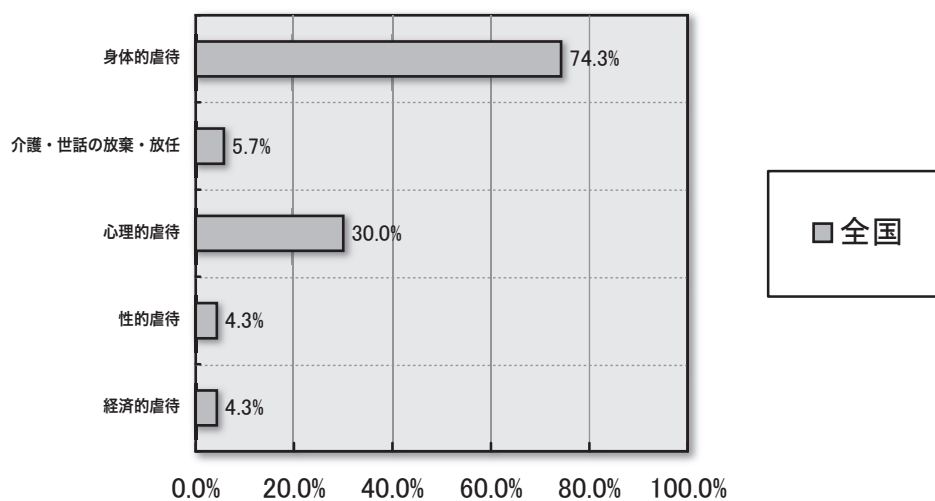


※構成割合は大仙市11件、秋田県118件、全国14,889件の虐待判断事例件数に対するもの。

県内において、養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談や通報はありませんでしたが、全国的には身体的虐待が圧倒的に多い傾向にあります。

【図表 7】 養介護施設従事者等によるものの種類・類型（複数回答）

区 分	大仙市	秋田県	全 国
身体的虐待	0人	0人	52人
	0.0%	0.0%	74.3%
介護・世話の 放棄・放任	0人	0人	4人
	0.0%	0.0%	5.7%
心理的虐待	0人	0人	21人
	0.0%	0.0%	30.0%
性的虐待	0人	0人	3人
	0.0%	0.0%	4.3%
経済的虐待	0人	0人	3人
	0.0%	0.0%	4.3%
合 計	0人	0人	83人
	—	—	—



※構成割合は全国 70 件の虐待判断事例件数に対するもの。

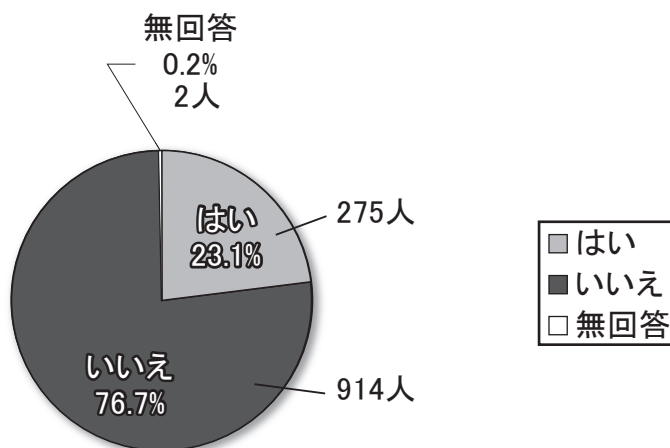
【図表 3】～【図表 7】

参考「平成 20 年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」
(大仙市・秋田県・厚生労働省)

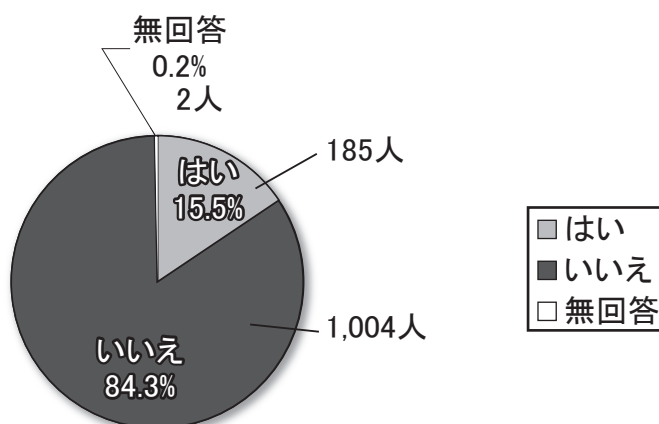
本市が行った「高齢者虐待防止に関する意識調査」において、市内で虐待を見たり聞いたりしたことがあるとした方は「養護者によるもの」約23.1%で、「養介護施設従事者等によるもの」約15.5%でした。

あなたは大仙市内で虐待を見たり聞いたりしたことはありますか？（n=1,191）

【図表8】 養護者による高齢者虐待



【図表9】 養介護施設従事者等による高齢者虐待



【図表8・9】 出典：「高齢者虐待防止に関する意識調査」（大仙市）

(2) 高齢者虐待の発生要因

虐待の発生要因について影響があったと考えられることについて【図表10】に示しております。

これをみると、虐待をしてしまう養護者や虐待を受ける高齢者の性格や人格、人間関係上の問題のみならず、高齢者に対する介護負担が虐待につながっていると考えられるケースも少なくありません。また、家族・親族との関係、経済的要因など様々な要因があげられており、これらの問題が複雑に絡み合って虐待が発生していると考えられます。

【図表10】 虐待の発生の要因と考えられること

【虐待をしてしまう養護者や虐待を受ける高齢者の性格や人格、人間関係】

- ・ 虐待をしてしまう養護者の性格や人格
- ・ 虐待をしてしまう養護者と虐待を受けている高齢者とのこれまでの人間関係
- ・ 虐待を受けている高齢者の性格や人格

【介護負担】

- ・ 虐待をしてしまう養護者の介護疲れ
- ・ 虐待を受けている高齢者の認知症による言動の混乱
- ・ 虐待を受けている高齢者の身体的自立度の低さ
- ・ 虐待を受けている高齢者の排泄介助の困難さ

【家族・親族との関係】

- ・ 配偶者や家族・親族の無関心

【経済的要因】

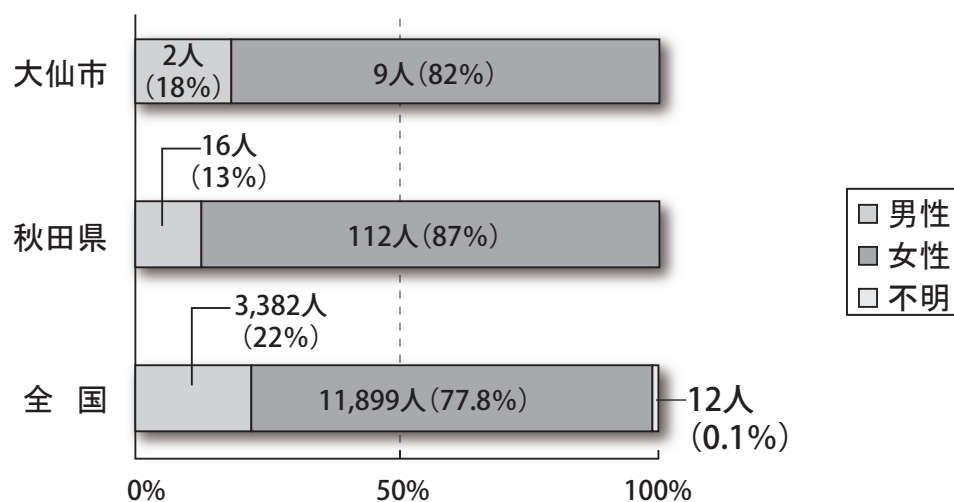
- ・ 経済的困窮

参考：「家庭内における高齢者虐待に関する調査」（財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会）

(3) 虐待を受ける高齢者・虐待をしてしまう養護者の特徴

厚生労働省の調査結果では、養護者から虐待を受けていた高齢者の性別は、男性が約22%、女性が約78%でした。本市においても約8割が女性です。

【図表11】 養護者により虐待を受けていた高齢者の性別



※1件の虐待判断事例に対し、虐待を受けた高齢者が複数の場合がある。

大仙市：虐待判断事例件数11件に対し、虐待を受けた高齢者が11人。

秋田県：虐待判断事例件数118件に対し、虐待を受けた高齢者は128人。

全国：虐待判断事例件数14,889件に対し、虐待を受けた高齢者は15,293人。

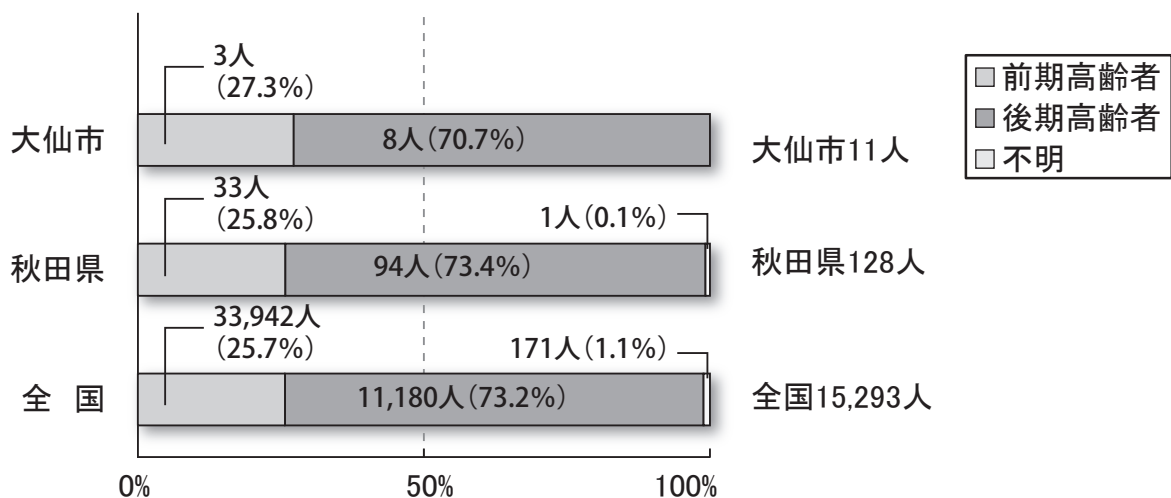
【図表11】～【図表15】まで。

養護者により虐待を受けていた高齢者の年齢は、75歳以上の後期高齢者が多くなっています。

【図表12】 養護者により虐待を受けていた高齢者の年齢

区 分		大仙市	秋田県	全 国
前期 高齢者	65～69歳	1人	13人	1,552人
		9.1%	10.2%	10.1%
前期 高齢者	70～74歳	2人	20人	2,390人
		18.2%	15.6%	15.6%
後期 高齢者	75～79歳	4人	33人	3,273人
		36.4%	25.8%	21.4%
	80～84歳	4人	36人	3,676人
		36.4%	28.1%	24.0%
	85～89歳	0人	16人	2,704人
		0.0%	12.5%	17.7%
	90歳以上	0人	9人	1,527人
		0.0%	7.0%	10.0%
	不 明	0人	1人	171人
		0.0%	0.8%	1.1%
合 計		11人	128人	15,293人
		100%	100%	100%

【図表13】 養護者により虐待を受けていた前期・後期高齢者の割合



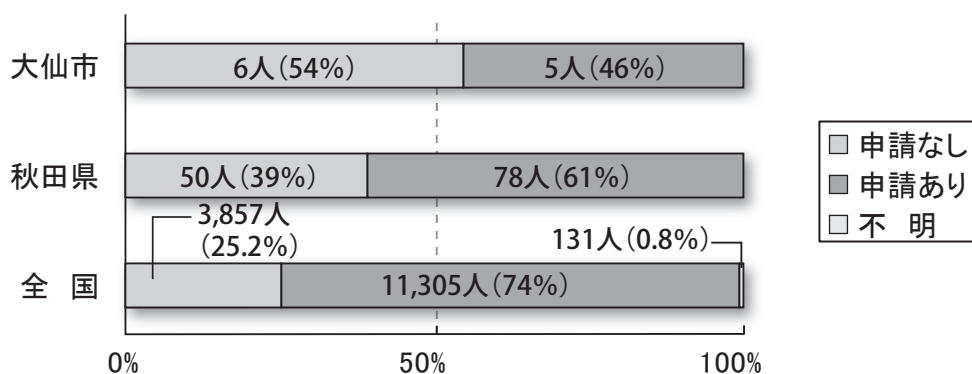
本市では養護者により虐待を受けていた高齢者の11人のうち4人が介護認定を受けており、全国でも約7割の方が認定を受けています。

【図表14】 養護者により虐待を受けていた高齢者の介護認定状況

区 分	大仙市	秋田県	全 国
未申請	6人	50人	3,857人
	54.5%	39.0%	25.2%
申請中	1人	7人	371人
	9.1%	5.5%	2.4%
認定済み	4人	61人	10,434人
	36.4%	47.7%	68.2%
認定非該当（自立）	0人	10人	500人
	0.0%	7.8%	3.3%
不 明	0人	0人	131人
	0.0%	0.0%	0.9%
合 計	11人	128人	15,293人
	100%	100%	100%

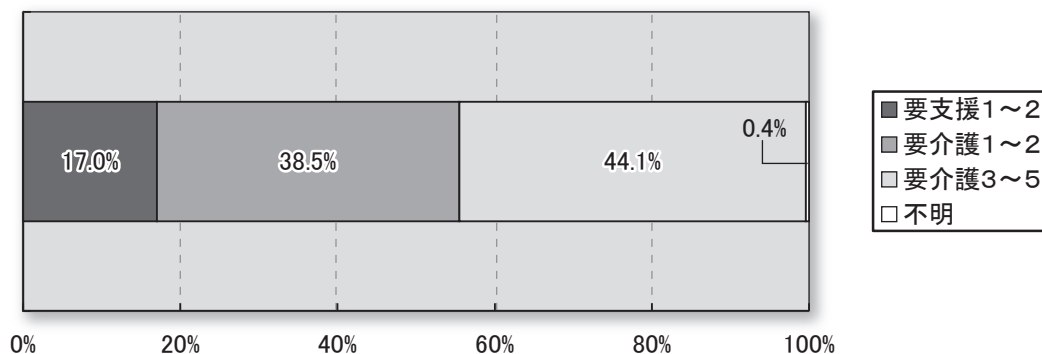
全国的に介護認定の申請をされている方が多いですが、約25%の方は申請をあげずにいる状況です。

【図表15】 介護認定の申請状況



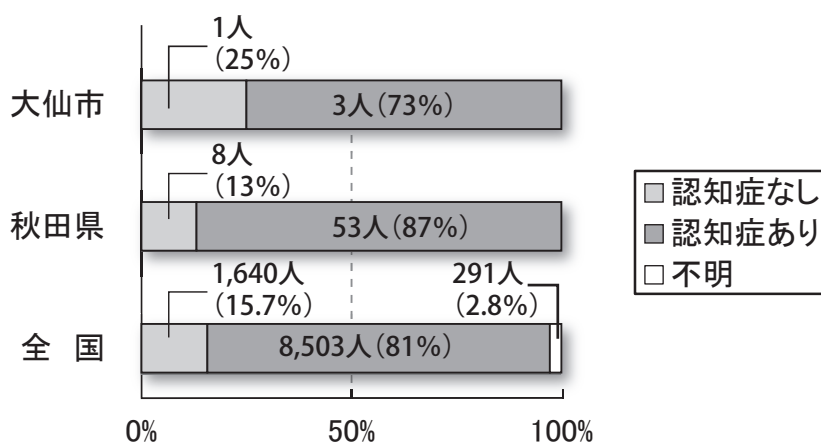
全国的に要介護3以上の認定を受けている方が4割を超え、よりたくさんの介護の世話が必要な方が虐待にあっている傾向にあります。

【図表16】介護認定を受けている高齢者の要介護度（全国）



本市においては介護認定を受けておられる4名の内、3名に何らかの認知症の症状がみられており、全国でも介護認定を受けておられる方のうち8割を超える方々に認知症の症状がみられています。

【図表17】高齢者虐待を受けている要介護認定者の認知症の有無



虐待を受ける高齢者と虐待をしてしまう養護者との関係は、全国的に「息子」、「夫」、「娘」、「妻」の順で多くなっています。本市や秋田県においても「息子」が一番多くなっています。

また虐待が複数の養護者により行われていた事実も報告されています。

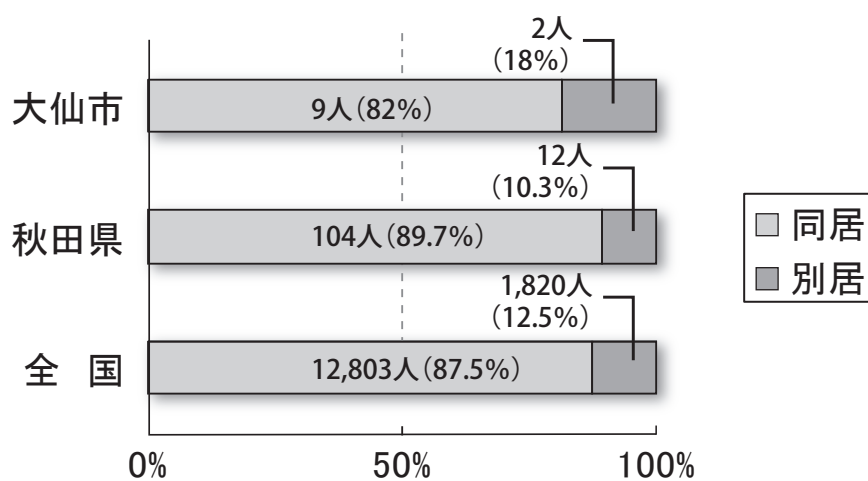
【図表 18】

虐待を受ける高齢者と虐待をしてしまう養護者との関係（複数回答）

区 分	大仙市	秋田県	全 国
夫	3人	25人	2,833人
	23.1%	19.1%	17.3%
妻	0人	3人	855人
	0.0%	2.3%	5.2%
息 子	5人	59人	6,589人
	38.5%	45.0%	40.2%
娘	1人	18人	2,479人
	7.7%	13.7%	15.1%
息子の配偶者（嫁）	3人	11人	1,397人
	23.1%	8.4%	8.5%
娘の配偶者（婿）	0人	1人	349人
	0.0%	0.8%	2.1%
兄弟姉妹	0人	3人	348人
	0.0%	2.3%	2.1%
孫	1人	5人	756人
	7.7%	3.8%	4.6%
その他	0人	6人	729人
	0.0%	4.6%	4.5%
不 明	0人	0	39人
	0.0%	0.0%	0.2%
合 計	13人	131人	16,374人
	100%	100%	100%

全国的に虐待を受ける高齢者と虐待をしてしまう養護者との同居が圧倒的に多い状況ですが、同居していなくても虐待が行われています。

【図表 1 9】同居・別居の状況



【図表 1 1】～【図表 1 9】

出典「平成 2 0 年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」

(大仙市・秋田県・厚生労働省)



3. 高齢者虐待の防止に向けた基本的視点

(1) 基本的な視点

①発生予防から虐待を受けた高齢者の生活の安定までの継続的な支援

高齢者虐待防止対策の目標は、高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援することです。

高齢者に対する虐待の発生予防から、虐待を受けた高齢者が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、高齢者の権利擁護を理念とする切れ目ない支援体制が必要です。

②高齢者自身の意志の尊重

高齢者虐待は児童虐待と異なり、「成人と成人」との人間関係上で発生することがほとんどです。「被害者－加害者」という構図に基づく対応ではなく、介護保険制度の理念と同様、高齢者自身の意志を尊重した対応を行うことが必要です。

③虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ

高齢者虐待の問題では、虐待を未然に防止することが最も重要な課題です。そのためには、家庭内における権利意識の啓発、認知症等に対する正しい理解や介護知識の周知などのほか、介護保険制度等の利用促進などによる養護者の負担軽減策などが有効です。

また、近所とのつきあいがなく孤立している高齢者のいる世帯などに対し、関係者による働きかけを通じてリスク要因を低減させるなど、高齢者虐待を未然に防ぐための積極的な取組が重要となります。

④虐待の早期発見・早期対応

高齢者虐待への対応は、問題が深刻化する前に発見し高齢者や養護者・家族に対する支援を開始することが重要です。民生委員や自治会・町内会等の地域組織との協力連携、地域住民への高齢者虐待に関する啓発普及、保健医療福祉関係機関等との連携体制の構築などによって、虐待を未然に防いだり、仮に虐待が起きても早期に発見し対応できる仕組みを整える必要があります。

⑤高齢者本人とともに養護者を支援する

在宅で養護者による虐待が起きる場合には、虐待している養護者を加害者として捉えてしまいがちですが、介護疲れなど養護者自身が何らかの支援を必要としている場合も少なくありません。また、他の家族等の状況や経済状況、医療的課題、近隣との関係など様々な問題が虐待の背景にあることを理解しておく必要があります。

高齢者虐待の問題を高齢者や養護者のみの問題として捉えるのではなく、家庭全体の状況からその家族が抱えている問題を理解し、高齢者や養護者・家族に対する支援を行うことが重要です。

⑥関係機関の連携・協力によるチーム対応

高齢者虐待の発生には、家庭内での長年の歴史を基にした人間関係や介護疲れ、金銭的要因など様々な要因が影響しており、支援にあたっては高齢者や養護者の生活を支援するための様々な制度や知識が必要となります。そのため、発生予防から通報等による事実確認、高齢者の生活の安定に向けた支援にいたる各段階において、複数の関係者が連携を取りながら高齢者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして虐待事例に対応することが重要です。

(2) 留意事項

①虐待に対する「自覚」は問わない

財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会（医療経済研究機構）が行った「家庭内における高齢者虐待に関する調査」では、自分が虐待を行っている
と自覚していない養護者は半数以上を占めており、また虐待を受けている高
齢者でも3割は虐待を受けているという自覚はありませんでした。しかし、
当事者の自覚にかかわらず、高齢者の権利利益が脅かされている状況に変わ
りはありません。

高齢者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に高
齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考
えて対応することになります。

②高齢者の安全確保を優先する

高齢者虐待に関する通報等の中には、高齢者の生命に関わるような緊急的
な事態もあると考えられ、そのような状況下での対応は一刻を争うことが予
想されます。

入院や措置入所などの緊急保護措置が必要な場合には、養護者との信頼関
係を築くことができないときでも高齢者の安全確保を最優先します。その場
合、養護者に対しては関係者からのアプローチや仲介によって信頼関係を構
築したり支援を行うなど、時間をかけた対応が必要になります。

③常に迅速な対応を意識する

高齢者虐待の問題は、発生から時間が経過するにしたがって虐待が深刻化
することが予想されるため、通報や届出がなされた場合には迅速に対応する
必要があります。

④必ず組織的に対応する

高齢者虐待の事例に対しては、担当者一人の判断で行うことを避け組織的な対応を行うことが必要です。

相談や通報、届出を受けた職員は、早急に高齢者虐待担当の管理職やそれに準ずる者などに相談し、相談等の内容、状況から緊急性を判断するとともに、高齢者の安全や事実確認の方法、援助の方向などについて組織的に判断していく必要があります。特に、高齢者の安全や事実確認のための調査では、担当者一人への過度の負担を避け、また客観性を確保するなどの視点から、複数の職員で対応することを原則とします。

⑤関係機関と連携して援助する

複合的な問題を抱える事例に対しては、問題への対応機能を有した機関との連携が不可欠です。

各機関の代表者等によるネットワークとともに、個別の事例に対応するための担当者レベルでのケース会議も必要です。

ケース会議では、事例に対する援助方針やキーパーソン、各機関の役割分担、連絡体制等を定めて援助内容を決定するとともに、定期的なモニタリングによる援助内容の評価や再調整を行います。

⑥適切に権限を行使する

高齢者虐待防止法では、虐待によって生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため、市町村が適切に老人福祉法の規定による措置を講じ、又は成年後見制度の各種審判の請求を行うことを規定しています。

高齢者の安全を最優先に考え、必要がある場合には、適切に行政権限を行使します。

Ⅱ 養護者による虐待

1. 高齢者虐待の防止・早期発見のために

高齢者虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的要因が複雑に絡み合っ
て起こると考えられています。これらの要因は、高齢者や養護者・家族の生活
状況や虐待のリスクを見極めるための重要な指標となります。

もちろん、多くのリスク要因を有する家庭で直ちに高齢者虐待が起こるわ
けではありませんが、高齢者や養護者の心身の状況や生活状況を適切に見極
めながら、支援・見守りを行うことが重要です。リスク要因を有し、支援を
必要としている高齢者や養護者・家族などに対して適切かつ積極的な支援を
行うことで、高齢者虐待の発生を未然に防ぐことが可能になると考えられま
す。

虐待行為は、虐待を受ける高齢者とともに虐待を行った養護者にとっても
深い傷跡を残し、その後の関係にも影響を及ぼすと考えられます。こうした
意味でも、虐待を未然に防ぐことがより重要となります。



【図表 20】 高齢者虐待の発生要因

高齢者側の問題	虐待する側の問題	その他の問題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 加齢や怪我による A D L (日常生活動作) の低下 (今までできていたことができなくなるなど) ・ 過去からの虐待者との人間関係が悪いあるいは悪化 ・ 要介護状態 ・ 認知症の発症・悪化 (徘徊、不潔行為、被害妄想、言動の混乱などがある) ・ 判断能力の低下 ・ 金銭の管理能力の低下 ・ 年金などの収入が少ない ・ 借金、浪費癖がある ・ 性格 ・ 理想が高い ・ 精神不安定な状態 ・ 要求や不平、不満が多い ・ 整理整頓ができない ・ 相談者がいない ・ 他疾病、障害など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者に対する恨みなど ・ 過去からの人間関係の悪さ ・ 介護負担による心身のストレス、介護疲れ (自分の時間がない、一人で介護している、いつまで続くかわからないなど) ・ 金銭の管理能力がない ・ 高齢 ・ 収入不安定、無職、高齢者の年金に頼った生活 ・ 借金、浪費癖がある ・ アルコール依存 ・ ギャンブル依存性格 ・ 相談者がいない ・ 親族からの孤立 ・ 精神不安定、潔癖症 ・ カットしやすい ・ 完璧主義 ・ 他疾病、障害など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親族関係の悪さ、孤立 ・ 生育歴、家族歴が複雑である ・ 近隣、社会との関係の悪さ、孤立 ・ 精神的にお互いに依存している ・ 家族の力関係の変化 (主要人物の死亡など) がある ・ 家屋の老朽化、不衛生 ・ 人通りの少ない環境 ・ 暴力の世代間、家族間連鎖 ・ 雇用の不安定さ ・ 老々介護 ・ 介護保険サービスを利用していない ・ 相談窓口を知らない ・ 経済的、その他の理由で十分にサービスが利用できていない

出典：「横須賀市高齢者虐待対応マニュアル（第3版）」（平成20年横須賀市）

高齢者虐待を早期に発見し、問題の深刻化を防ぐためには、近隣住民をはじめ、地域の民生委員や自治会などの地域組織、介護保険サービス事業所など高齢者を取り巻く様々な関係者が高齢者虐待に対する認識を深め、虐待のサインに気づくことが大切です。

特に、高齢者が介護保険サービスを利用している場合には、担当の介護支援専門員や介護保険サービス事業所の職員は、高齢者や養護者と接する機会も多いことから、高齢者の身体面や行動面での変化、養護者等の様子の変化などに、専門的な知識を持って関わる必要があります。

(1) 高齢者虐待の早期発見の困難さ

虐待をしてしまう養護者には、虐待をしているという認識がない場合が多く、また、虐待を受けている高齢者自身も養護者をかばったり、周囲に知られたくない思いがあることなどから、家庭内における高齢者虐待は発見しにくい状況にあります。

その他に、こんなことが「気づき」を難しくしています。

○虐待を受けている高齢者が・・・

- ・子供など、家族をかばう
- ・世話をしてもらっているからと、家族等に遠慮して言い出せない
- ・身内の恥と思い、口外しない

○虐待をしてしまう養護者が・・・

- ・高齢者を励ますつもりや、安全を図るつもりでやっているなど、不適切だと思っていない

○周囲の人々が・・・

- ・「家庭での問題は家族の問題でしかない」として捉え、関与しない

(2) 高齢者虐待のサインに気づくためのポイント

高齢者や養護者との面接時に、様子や言葉が妙に気になったりする場合があります。気になったその時に、適切な質問や対応を心がけ、高齢者や養護者との信頼関係を構築し、サインをキャッチしましょう。

適切な対応のポイント

- ・ 高齢者の意志を尊重し信頼関係を築く。
- ・ 無理な情報収集はしない。
- ・ 話しやすい雰囲気を作る。
- ・ 高齢者と養護者、双方の話を別々に聞く機会を作る。
- ・ 当事者以外の家族の関わりを知る。
- ・ 自分の価値観や思い込みで対応しない。
- ・ 関係者で連携を図り対応する。
- ・ 客観的な事実について確認する。
(だれが、だれに、いつから、どのようなことを、どの程度)
- ・ 高齢者と養護者、双方の声の感じや表情などを観察する。
- ・ 生活歴などから価値観を知る。

虐待を受けている高齢者に気づいたら

- ・ 虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は市町村へ通報しなければならないことになっています。
- ・ 特に高齢者の命に関わるような重大な危険が生じている場合は、速やかに通報しなければなりません。

(高齢者虐待防止法第7条に規定されています)

高齢者の福祉に業務上関係のある方たちは

- ・ 早期発見に努めなければなりません。

(高齢者虐待防止法第5条に規定されています)

高齢者や養護者に関わることの多い方は特に注意が必要です。

高齢者虐待が疑われる場合の『サイン』の例として以下のものがあります。
『サイン』が虐待の事実と必ずしも結びつくわけではありませんが、複数のものにあてはまると、疑いは強くなります。
これらはあくまでも例示ですので、この他の「サイン」も見逃さないようにしましょう。

【図表 2 1】〈高齢者虐待の兆候を示すサイン例〉

《身体的虐待》

チェック欄	サイン例
	体に不自然な傷やアザがある
	傷やアザに対する説明のつじつまが合わない
	回復状態が様々な段階の傷、アザがある
	頭、顔、頭皮などに傷がある
	臀部や手のひら、背中などにやけどの痕がある
	わずかなことにおびえやすい（情緒不安定）
	「家にいたくない」、「けられる」などの訴えがある
	家族が側にいる時と、いない時では、態度や表情がはっきり違う
	何かを聞かれて、答えるたびごとに、家族の顔をうかがう
	家族が福祉、保健、介護関係の担当者に接触することをためらう
	脱水状態にある
	体に縛られた痕や拘束された証拠がある

《世話の放棄・放任》

	部屋、住居が極めて非衛生的、異臭を放っている
	部屋の中に衣類やおむつなどが散乱している
	髪、ひげ、爪が伸び放題で汚れている
	下着や衣服がぬれたり、汚れたりしたままとなっている
	身体にかなりの異臭がする
	かなりの程度の潰瘍やじょくそうができています
	家族から世話や介護に否定的な発言がある
	デイサービスなど利用後に「帰りたくない」などの言葉がきかれる
	外での食事のときに一気に食べたり、飲んだりする
	食事を作ろうとしても、冷蔵庫に材料が用意されていない
	介護者が介護している様子が乱暴だと感じる（冷淡、無関心を含む）
	家族が他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法にこだわる
	家族が福祉、保健、介護関係の担当者とは接触することをためらう
	健康に関心がなく、病状が明らかでも受診させない
	必要な薬を飲んでいない、介助していない
	電気、ガス、水道が止められたり、家賃を滞納している
	かぎのかかった部屋に入れられている

《心理的虐待》

	強い無力感、抑うつや、あきらめ、投げやりな態度がみられる
	意気消沈して、よく泣いたり、涙ぐんだりする
	落ち着きがなく、動き回ったり、異常によくおしゃべりする
	自傷行為、体の揺すり、指しゃぶり、かみつきなどがみられる
	過度の恐怖心、脅えを示す
	恐怖、苦痛、不満などを、いかにもオーバーに表現する
	睡眠障害（不眠、過眠、悪夢）などがある
	食欲不振、過食、拒食などがみられる
	不自然な体重の増減がある

《性的虐待》

	肛門や生殖器に異常（出血、傷、痛み、痒みなど）がある
	肛門や生殖器についての話題や援助を避けたがる
	座位や歩行が不自然であったり、困難なときがある
	理由を明確にしないで、入浴やトイレなどの介助を突然拒否する

《経済的虐待》

	「年金を取り上げられた」と訴える
	「預金通帳がない」、「お金を盗られた」などと言う
	介護サービスの利用料や生活費の支払いなどに滞りがある
	必要と思われる受診や介護サービスが、家族の理由で受けられない
	衣食住にお金がかけていない
	身に覚えのない借金の取立人が訪れる
	本人が急に現金を持たなくなる
	高価な所有物が知らない間になくなっている

《養護者（介護者）からのサイン》

	高齢者を介護している様子が乱暴に見える
	高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする
	家族が福祉、保健、介護関係の担当者と接触することをためらう
	高齢者に対して、冷淡な態度や無関心さが見られる
	高齢者への質問に家族が全て答えてしまう
	高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言をしばしばする
	家族が高齢者に面会させない
	訪ねても高齢者が家にいない

《地域からのサイン》

	家の中から、家族の怒鳴り声や、高齢者の悲鳴が聞こえる
	家の中から、物を投げる音や、物が壊れる音がする
	天気が悪くても、高齢者が長時間、外にたたずんでいる
	昼間でも、雨戸が閉まったままになっている
	家族と同居する高齢者が、コンビニやスーパーで、一人分のお弁当を頻繁に買う
	配食サービスなどで届けられた食事がとられていない
	道路にじっと座り込んでいたり、徘徊している

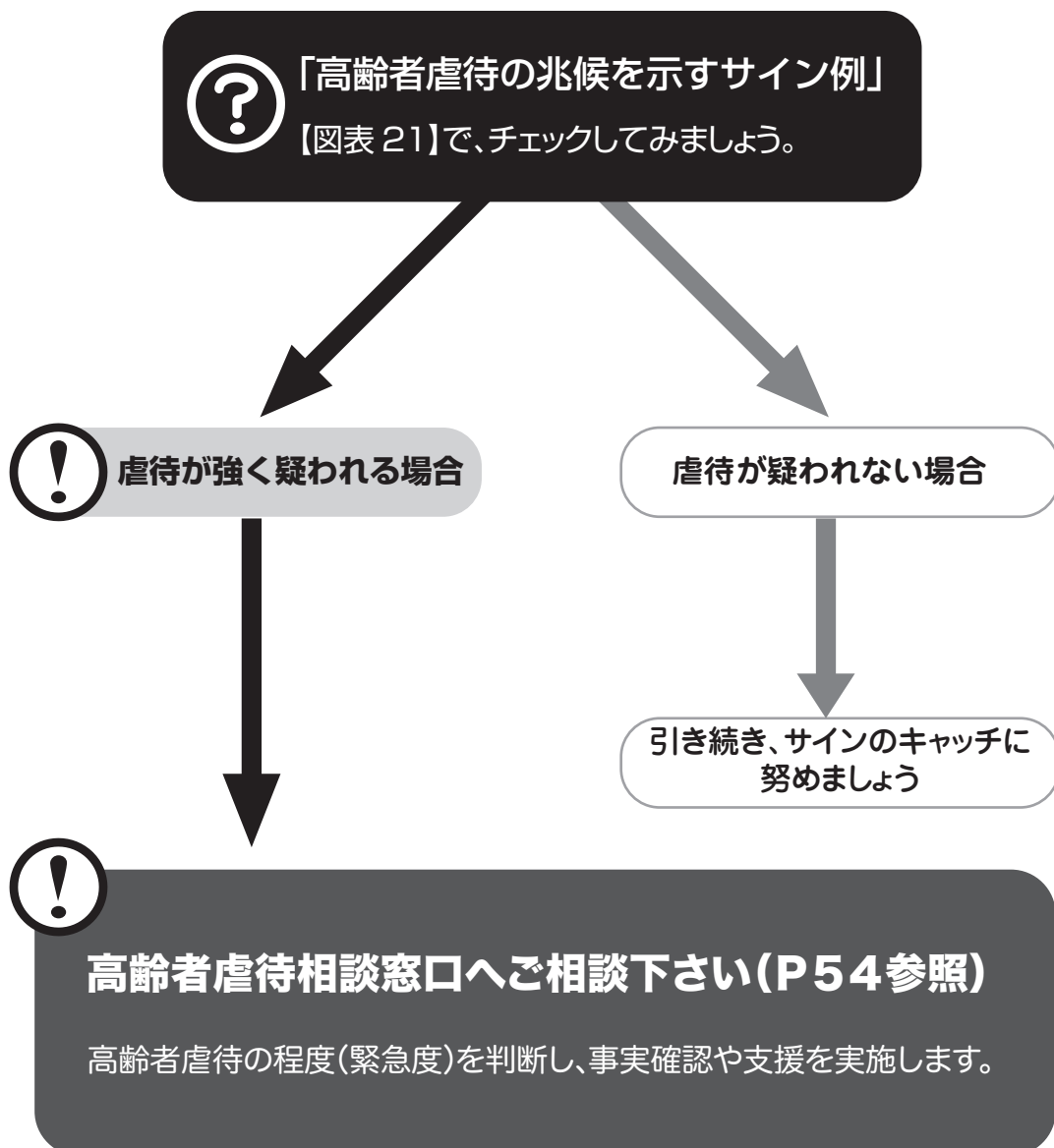
参考：「早期発見に役立つ12のサイン」（平成19年3月31日財団法人厚生労働問題研究会）

(3) 高齢者虐待のサインに気づいたら

高齢者や養護者等に虐待の兆候を示すサインが見られる場合や高齢者虐待が強く疑われる場合には高齢者虐待相談窓口（P 5 4）にご連絡下さい。

相談や通報の内容により、市の担当者が事実の確認や支援を実施します。

【図表 2 2】「おやっ？」と思うサインがあった場合



2. 高齢者虐待に対する支援の流れ

(1) 相談・通報・届出への対応

本市に相談・通報又は届出があった場合は、その内容を「相談受付票」【様式1】に記載した上で受理し、地域包括支援センターに情報を集約し管理します。情報を集約することによって、統一的な観点や基準で高齢者虐待を判断し、関係機関と有効な連携を図ります。

(2) 緊急性の判断

通報等の内容によっては緊急的な対応が必要な場合もあります。複数の関係者で迅速にかつ慎重に判断します。

- ・過去にも通報があり、これまでの情報からも生命の危険が懸念される場合
- ・高齢者の安全が確認できない場合
- ・深刻なケガ、脱水、極端な栄養不良等医療的措置が必要と判断される場合
- ・高齢者本人が明確に保護を求めている場合など

※緊急性が高いと認められた場合は緊急対応について協議します。

(3) 事実確認及び立入調査

通報を受理し、高齢者虐待が疑われた場合は、地域包括支援センターが中心となり事実の確認を行います。

訪問面接による確認の他、市役所他部局、介護支援専門員や介護保険サービス事業所、民生委員、医療機関、警察など当該高齢者と関わりのある機関や関係者から情報を収集し、高齢者の状況をできるだけ詳しく確認します。

事実確認、本人の意思確認は必ず複数の担当で慎重に行います。

高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている恐れがある場合は高齢者虐待防止法第11条により立入調査を実施します。

立入調査の際に必要な応じて大仙警察署長に対し援助を求める場合があります。

【図表 2 3】 立入調査が必要と判断される状況の例

- 高齢者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じないなど、接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき。
- 高齢者が居所内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき。
- 何らかの団体や組織、あるいは個人が、高齢者の福祉に反するような状況下で高齢者を生活させたり、管理していると判断される時。
- 過去に虐待歴や援助の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に高齢者を会わせないなど非協力的な態度に終始しているとき。
- 高齢者の不自然な姿、けが、栄養不良、うめき声、泣き声などが目撃されたり、確認されているにもかかわらず、養護者が他者の関わりに拒否的で接触そのものできないとき。
- 入院や医療的な措置が必要な高齢者を養護者が無理やり連れ帰り、屋内に引きこもっているようなとき。
- 入所施設などから無理やり引き取られ、養護者による加害や高齢者の安全が懸念されるようなとき。
- 養護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる高齢者の安否が懸念されるような事態にあるとき。
- 家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、高齢者の生活実態の把握が必要と判断されるようなとき。
- その他、虐待の蓋然性が高いと判断されたり、高齢者の権利や福祉上問題があると推定されるにもかかわらず、養護者が拒否的で実態の把握や高齢者の保護が困難であるとき。

出典「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（平成18年4月厚生労働省 老健局）

【様式1】

相談受付表

通報（相談）者				関係	
対応者				所属	
日時		平成 年 月 日（ ）		時	分
高齢者等	住所				
	氏名			男 ・ 女	
	電話番号				
	生年月日	M・T・S・H		年	月 日
	世帯状況	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 高齢者のみ <input type="checkbox"/> 独居 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	心身の状況				
養護者等	住所				
	氏名			男 ・ 女	
	電話番号			続柄	
	生年月日	M・T・S・H		年	月 日
	高齢者等との生活状況	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 世帯分離も同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
虐待の種類	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> ネグレクト <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待 ↓	生命の危険 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 不明 ※判断根拠 <input type="checkbox"/> 包括内協議 （参加者： ） <input type="checkbox"/> 所長協議 （ <input type="checkbox"/> 面談 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ） <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	「	」			
対応					
所属課所長欄					

(4) 対処の方法等（介入・援助）

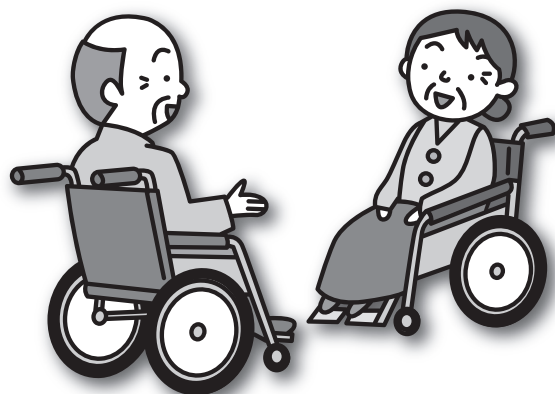
訪問調査等による事実確認によって高齢者本人や養護者の状況を確認した後、高齢者虐待対応協力者と対応について協議します。

具体的には、個別ケース会議において事例に対する協議を行い、援助方針や支援者の役割について決定します。援助方針を決定する際には、虐待の状況に応じて多面的に状況分析を行い、多方面からの支援がなされるよう検討します。

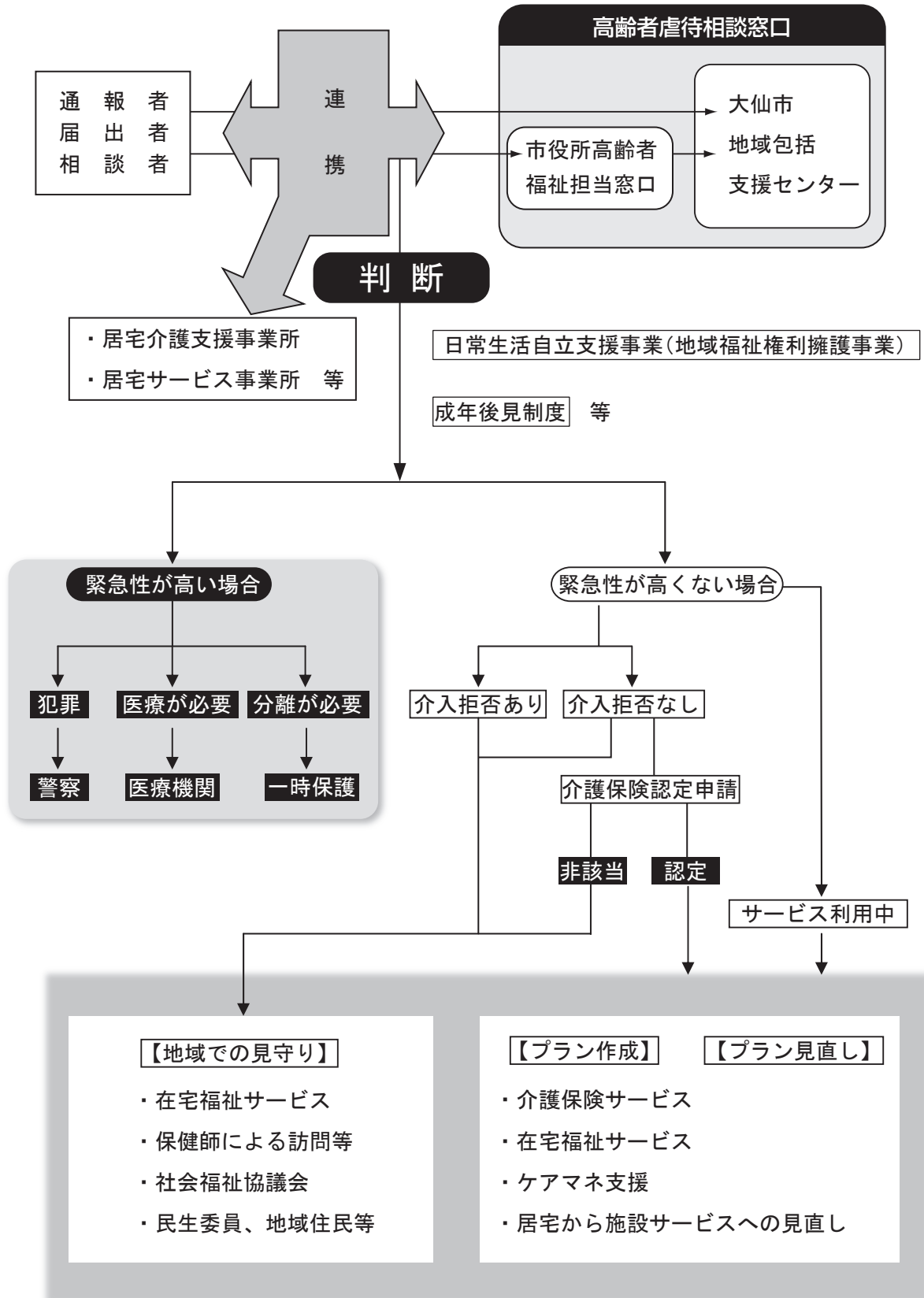
緊急的な対応が必要な状況と認められた場合は、警察への通報や医療機関への受診、各制度による施設等への一時保護について検討し対処します。

継続的な支援が必要な場合もありますので、状況の変化等への対応が迅速にできるよう地域での見守り体制等のネットワークを重視します。

緊急性が高くないと判断される場合は、介護サービスの利用やケアプラン等の修正、在宅福祉サービスの利用を検討し、地域での継続した見守りを確保します。



【図表24】介入・援助の流れ



(参考)「横手市高齢者虐待対応マニュアル(平成19年10月版)」

3. 財産上の不当取引による被害の防止

高齢者の財産を狙った不当な住宅改修や物品販売などの例が少なくありません。こうした被害に対して相談に応じ、高齢者の財産を保護するために適切な対応を図ります。

本市は、高齢者の財産上の不当取引による被害について相談に応じ、若しくは消費生活業務の担当部署や関連機関を紹介します。

また、地域の民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に対して不当取引に関する情報提供を行います。

【成年後見制度の活用】

財産上の不当取引のように、経済的虐待と同様の行為が認められる場合には、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）や成年後見制度の活用を含めて対応します。

行われている虐待の内容や世帯の状況により、市長申立による成年後見制度の利用支援を行います。



Ⅲ 養介護施設従事者等による虐待

1. 定義・概略

高齢者虐待防止法では、高齢者の福祉・介護サービス業務に従事する者による高齢者虐待の防止についても規定されています（第2条、第20～26条）。

高齢者虐待防止法に規定されている「養介護施設」、「養介護事業」、「養介護施設従事者等」の範囲は以下のとおりです。

介護保険施設等の入所施設や介護保険居宅サービス事業者など、老人福祉法や介護保険法で規定されている高齢者向け福祉・介護サービスに従事する職員全てが対象になります。

【図表25】 「養介護施設」、「養介護事業」、「養介護施設従事者等」の範囲

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養介護施設従事者等」とは

- ・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

（高齢者虐待防止法第2条）

2. 相談・通報・届出への対応

(1) 通報等の対象

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、市町村への通報努力義務が規定されており、特に当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、市町村に通報しなければならないとの義務が課せられています(第21条)。これは、発見者が養介護施設従事者等の場合であっても同様です。

(2) 通報等を受けた際の留意点

養介護施設従事者等による虐待に関する通報等の内容は、サービス内容に対する苦情であったり、虚偽であったり、また過失による事故の可能性も考えられます。通報等を受けた場合であっても、当該通報等をうのみにすることなく、迅速かつ正確な事実確認を行います。

通報等を受けた職員は、通報者から発見した状況等について詳細に説明を受け、それが養介護施設従事者等による高齢者虐待に該当するかどうか判断できる材料となるように情報を整理します。

通報等の内容が、サービス内容に対する苦情等で他の相談窓口での対応が適切と判断できる場合には適切な相談窓口につなぎ、受付記録を作成して対応を終了します。

(3) 通報等による不利益取り扱いの禁止

高齢者虐待防止法では、

- ① 刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと(この旨は、養護者による高齢者虐待についても同様)(第21条第6項)。
- ② 養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、通報したことを理由に、解雇その他不利益な取り扱いを受けないこと(第21条第7項)が規定されています。こうした規定は、養介護施設等における高齢者虐待の事例を施設の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対処を図

るために設けられています。

なお、平成18年4月1日から公益通報者保護法が施行されています。この法律でも、労働者が、事業所内部で法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を①事業所内部、②行政機関、③事業所外部に対して所定の要件を満たして（例えば行政機関への通報を行おうとする場合には、①不正の目的で行われた通報でないこと、②通報内容が真実であると信じる相当の理由があること、の2つの要件を満たすことが必要です。）公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されています。

◆公益通報者に対する保護規定

①解雇の無効

②その他不利益な取り扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等）の禁止



3. 事実の確認・秋田県への報告

(1) 事実の確認

通報を受けた場合、地域包括支援センターに情報を集約し、虚偽の報告などを見極めるため、丁寧に事実確認を実施し内容の事実確認や高齢者の安全確認を行います。

関係者などへの聞き取りを行い、当該養介護施設・養介護事業所に出向く等、事実を確認します。

訪問調査を行う場合は、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問するようにします。

通報等の内容から高齢者本人への医療の必要性が疑われる場合には、訪問したときに的確に判断し迅速な対応がとれるよう、保健・医療職が訪問調査に立ち会います。

【調査の際は次の点をよく説明します】

- ・訪問の目的について
- ・職務について・・・・・・・・担当職員の職務と守秘義務について
- ・調査事項について・・・・調査する内容と必要性について
- ・高齢者の権利について・・高齢者の尊厳の保持は基本的人権であり、老人福祉法や介護保険法、高齢者虐待防止法などで保証されていること、それを擁護するために市がとり得る措置について

養介護施設・養介護事業所の協力が得られない場合は、早期に秋田県高齢者虐待防止担当部局へ報告し、県と共同で事実確認を行う場合もあります。

調査を終えた後、調査報告書を作成してその調査先の管理職の確認をとります。

ここで、高齢者虐待の疑いが認められない場合は、苦情処理窓口等の適切な対応窓口につなぎ、通報等への対応を終了します。

調査の結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待が疑われる場合には、個別ケース会議を開催して事例検討を行うとともに、虐待の事実について確認を行います。

養介護施設従事者等による高齢者虐待は確認できないが、高齢者虐待が疑われ、業務に改善が必要であると判断された場合は、当該養介護施設・養介護事業所に対して業務に改善が必要な点を記載した「業務改善要請書」【様式2】を送付します。

当該養介護施設・養介護事業所は改善に取組み、本市に対して「業務改善状況報告書」【様式3】により、取り組んだ内容や結果を提出しなければなりません。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が確認できた場合には、高齢者本人の保護や養介護施設・養介護事業所に対する対応方針を協議します。



【様式2】

年 月 日

業務等改善要請書

様

市長

このたび、貴事業所において「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者の支援等に関する法律」に規定する養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報を受け、事実確認を行ったところ業務等の一部に改善が必要な点が見られましたので、業務等を改善の上 年 月 日までに、添付した「改善状況報告書」により業務改善状況を報告願います。

記

実施日時	年 月 日 () : ~ :
事実確認結果	
改善すべき事項	

【 担 当 】

【様式3】

年 月 日

業務等改善状況報告書

市長 様

事業者及び
施設名

年 月 日付けで改善要請がありました業務等について、下記のとおり改善計画を立て今後の運営に反映することにしましたので、ご報告いたします。

記

改 善 計 画	
------------------	--

※報告する日までに改善された事項については、どのように改善したのかを記載して下さい。

(2) 介護保険者との連携

本市の介護保険事業は、仙北市、美郷町との2市1町で運営されています。

養介護施設・養介護事業所とのやりとりが頻繁な上、日常的な苦情対応等が行われているなど情報が入りやすいこともあり、保険者である大曲仙北広域市町村圏組合介護保険事務所（以下、「介護保険事務所」といいます。）との連携を図り、情報を共有します。

通報の内容が苦情や介護保険法の規定違反などの疑いが大きい場合などは、書面により介護保険事務所に同行を依頼し共同で事実確認をすることもあります。

事実確認を実施した後も情報を共有し、再発防止に努めます。

(3) 秋田県への報告

高齢者虐待防止法第22条に従い、高齢者虐待の事実が確認できた事例のみ、事実確認を行った内容を秋田県高齢者虐待防止担当部局に報告します。

【図表26】都道府県に報告すべき事項（厚生労働省令で規定）

- | |
|--|
| <p>①虐待の事実が認められた養介護施設・養介護従事者の情報
（名称、所在地、サービスの種別）</p> <p>②虐待を受けた高齢者の状況
（性別、年齢、要介護度その他の心身の状況）</p> <p>③確認できた虐待の状況（虐待の種別、内容、発生要因）</p> <p>④虐待を行った養介護施設等従事者の氏名、生年月日及び職種</p> <p>⑤市町村が行った対応</p> <p>⑥虐待を行った施設・事業所において改善措置が行われている場合にはその内容</p> |
|--|

(4) 秋田県による事実の確認

本市から報告を受けた県は、本市において高齢者虐待の事実確認ができていないとき、報告に係る養介護施設・養介護事業所に対して、事実確認のための調査を実施します。

調査の際に、同行の依頼があった場合は本市の担当が同行します。

(5) 老人福祉法及び介護保険法の規定による権限の行使

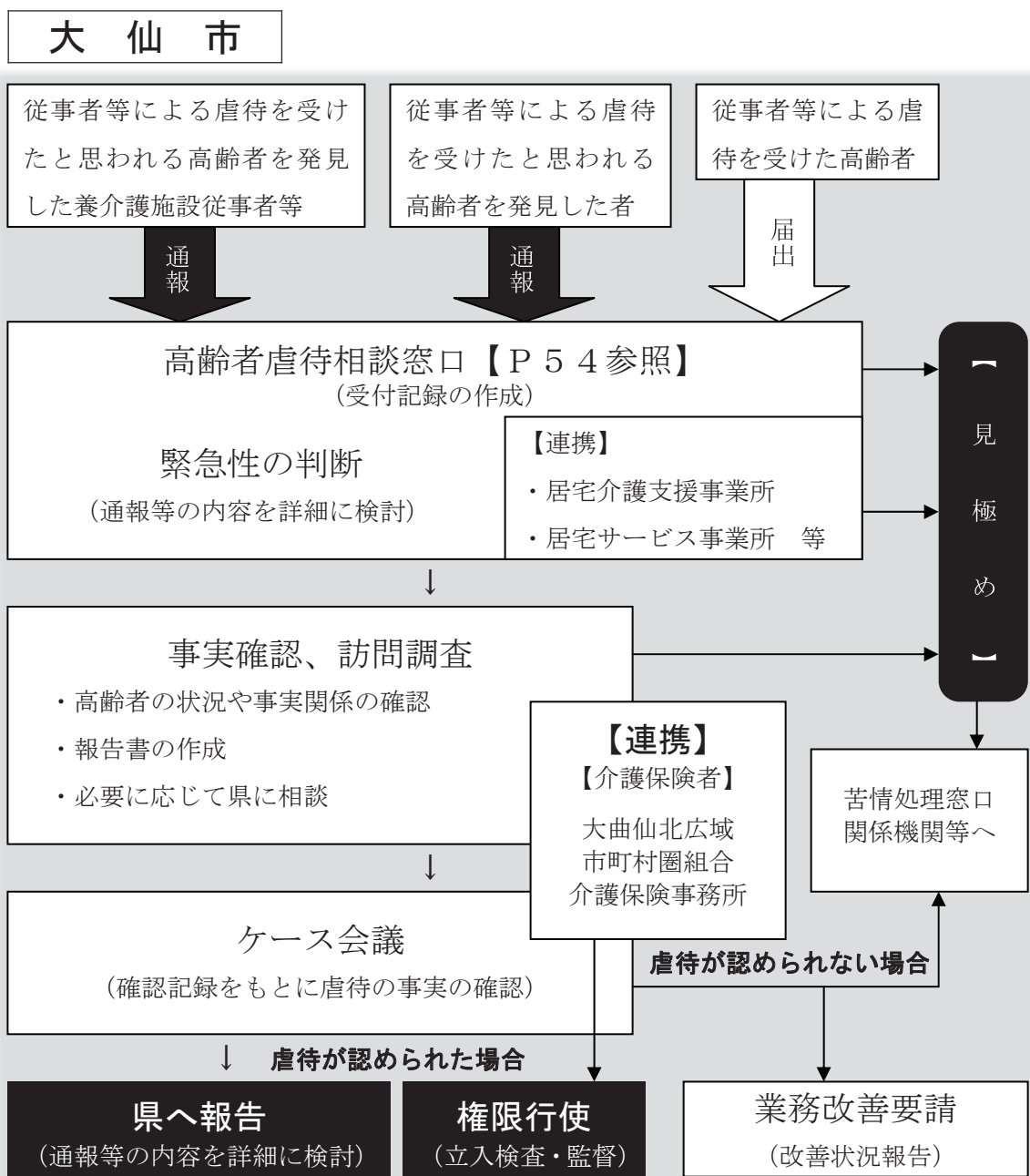
高齢者虐待防止法に則り、高齢者虐待の防止と虐待を受けた高齢者の保護を図るため、県、介護保険事務所、本市は、老人福祉法及び介護保険法に規定された権限を適切に行使し、対応を図ります。

養介護施設従事者等による高齢者虐待が強く疑われる場合には、当該施設から報告徴収を受けて事実を確認し、高齢者虐待が認められた場合には、県や介護保険事務所と連携し、指導等を行うことにより改善を図るようにします。

指導に従わない場合には、老人福祉法及び介護保険法に基づく勧告・命令、指定の取り消し処分などの権限を適切に行使することにより、高齢者の保護を図ります。



【図表 27】 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応



秋 田 県

- 高齢者の安全の確認その他の事実の確認（大仙市と連携）
- 権限行使（立入検査・改善命令・事業廃止命令、認可（指定）取消など）
- 従事者等による虐待の状況等の公表

参考「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と介護者支援について」（平成18年4月厚生労働省 老健局）

(6) 身体拘束に対する考え方

平成12年の介護保険制度の施行時から、介護保険施設などにおいて、高齢者をベッドや車いすに縛りつけるなど身体を奪う身体拘束は、介護保険施設の運営基準において、サービスの提供に当たっては、入所者の「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き」身体拘束を行ってはならないとされており、原則として禁止されています。

身体拘束は、医療や介護の現場では援助技術のひとつとして安全を確保する観点からやむを得ないものとして行われてきた経緯がありますが、これらの行為は、高齢者に不安や怒り、屈辱、あきらめといった大きな精神的な苦痛を与えると同時に、関節や拘縮や筋力の低下など高齢者の身体的な機能をも奪ってしまう危険性もあります。また、拘束されている高齢者を見た家族にも混乱や苦悩、後悔を与えている実態がありました。

高齢者が、他者からの不適切な扱いにより権利を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれることは許されるものではなく、身体拘束は原則として高齢者虐待に該当する行為と考えられます。

ただし、高齢者本人や他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる場合など、「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議編）において「緊急やむを得ない場合」とされているものについては、例外的に高齢者虐待にも該当しないと考えられています。

身体拘束については、運営基準に則って運用することが基本となります。

【図表28】身体拘束の具体例

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

出典：「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月：厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行）

【図表 29】「緊急やむを得ない場合」に該当する 3 要件

(すべて満たすことが必要)

- 切迫性：利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。
- 非代替性：身体拘束以外に代替える介護方法がないこと。
- 一時性：身体拘束は一時的なものであること。

※留意事項

- ・「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当の職員個人又はチームで行うのではなく、施設全体で判断することが必要である。
- ・また、身体拘束の内容、目的、時間、期間などを高齢者本人や家族に対して十分に説明し、理解を求めることが必要である。
- ・なお、介護保険サービス提供者には、身体拘束に関する記録の作成が義務づけられている。

出典「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（平成18年4月厚生労働省 老健局）

(7) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止

①管理職・職員の研修、資質向上

養介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するためには、ケアの技術や虐待に対する研修によって職員自らが意識を高め、実践につなげることが重要です。

また、高齢者虐待防止法により養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修を実施しなければなりません（第20条）

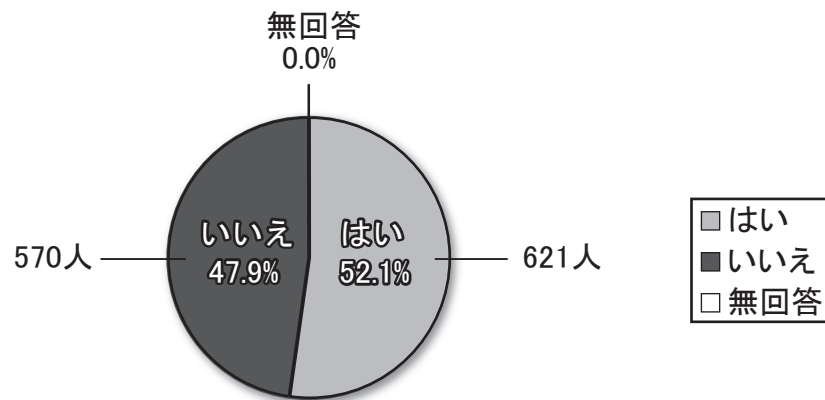
養介護施設・養介護事業所において、定期的にケア技術向上や高齢者虐待に関する研修を実施することで理解が深まります。大仙市では、介護保険事務所と連携し、このような研修の機会を提供していきます。

養介護施設従事者等による高齢者虐待防止には、実際にケアにあたる職員のみではなく管理職も含めた事業所全体での取組が重要です。管理職が中心となってサービス向上にむけた取組が期待されます。

【図表 30】

あなたはこれまでに高齢者虐待の防止に関する研修を受けたことはありますか？

(n=1,191)



※研修には勤務している事業所内の勉強会も含んでいます。

「高齢者虐待防止に関する意識調査」(平成21年度、大仙市)



②個別ケアの推進

養介護施設には数多くの高齢者が生活しているため、業務をこなすためには流れ作業的なケアを実施せざるを得ない状況にあります。このような状況の中で、身体拘束や心理的虐待と考えられる事態が発生しており、また従事する職員にも志気が低下するなどの影響があると考えられます。

入所している高齢者一人ひとりが、尊厳を保ちながら自分らしく生活できる環境をつくるのが養介護施設には求められています。高齢者の尊厳を尊重するという視点から、入所している高齢者ひとりひとりに対して個別的なケアを実践することが重要です。

③情報公開

養介護施設は、入所している高齢者の住まいであるため、外部からの目が届きにくい面があります。しかし、地域の住民やボランティアなど多くの方が施設に関わることは、職員の意識にも影響を及ぼすと考えられます。

また、サービス評価も大切です。

④苦情処理体制

高齢者虐待防止法では、養介護施設・養介護事業所に対してサービスを利用している高齢者やその家族からの苦情を処理する体制を整備することが規定されています（第20条）。

養介護施設・養介護事業所においては、苦情相談窓口で開設するなど苦情処理のために必要な措置を講ずるべきことが運営基準等に規定されており、各施設・事業所での対応が図られていますが、サービスの質を向上させるため、利用者等に継続して相談窓口の周知を図り、苦情処理のための取組を効果的なものにしていくことも大切です。

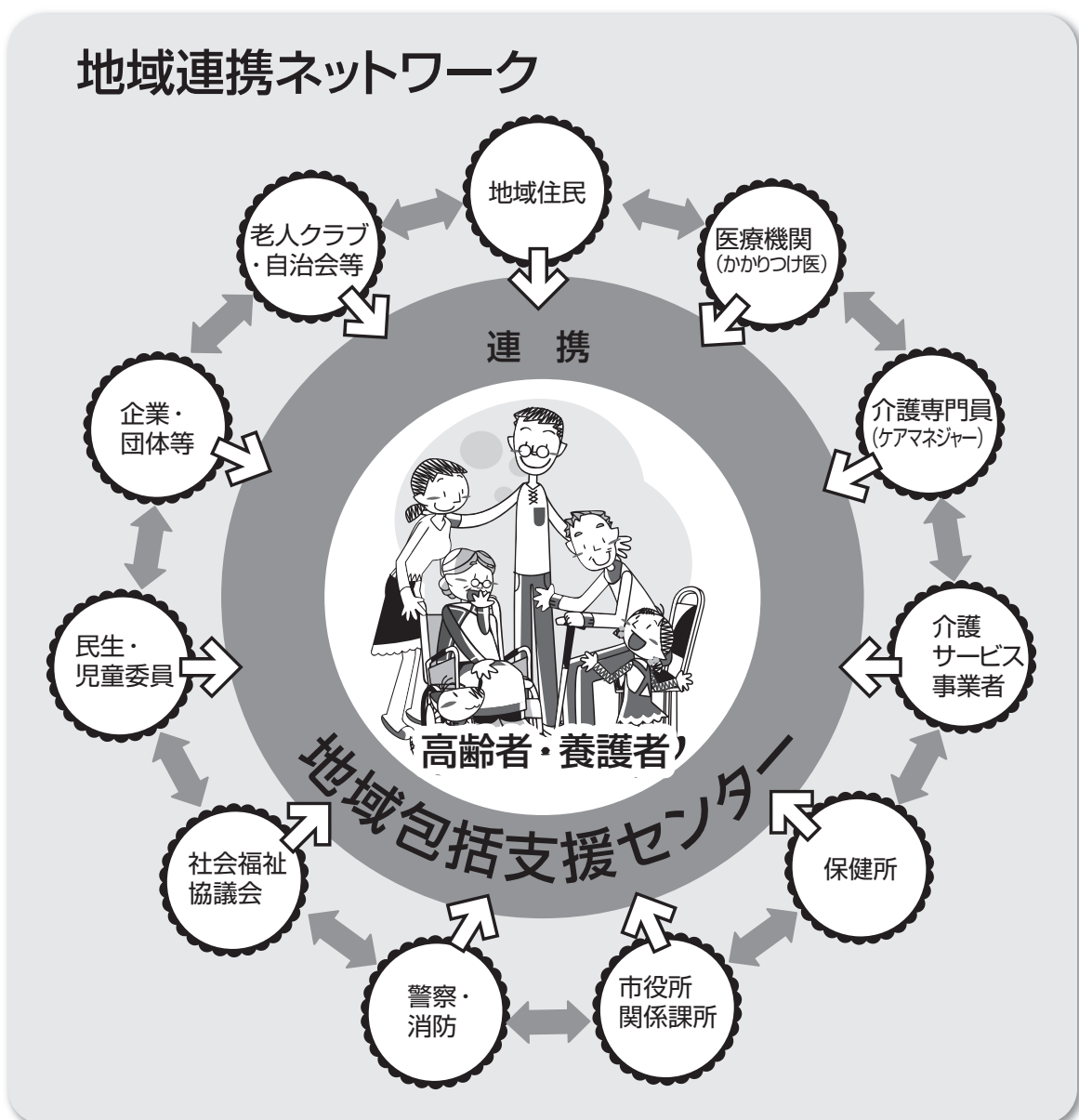
Ⅳ 高齢者や養護者を地域で支えるために

1. 高齢者や養護者を支えるネットワーク

高齢者や養護者を地域で支えるためには、地域全体が高齢者虐待の要因や養護者の負担について理解を深め、関係機関等が連携し情報を共有することで、共通した理解のもとで見守り等が行われる必要があります。

また、早期に第三者が関わることで高齢者虐待がエスカレートするのを防いだり、介護の負担を軽減することが期待されます。

【図表 3 1】 高齢者や養護者を支えるネットワーク



(1) 関係機関との連携

関係機関との打ち合わせや会議、日常的な意見交換で気づきを共有することにより、高齢者や家族が抱える問題や虐待の疑いがより詳細に把握することが期待でき、適切なマネジメントを行うことが可能になります。

高齢者虐待には、複雑な背景がある場合が多く、単独機関で解決できないことが多いため、チームで支援していくことが重要です。

また、色々な職種・機関がチームで役割を分担していくことで、支援者一人一人にかかる負担を軽くするとともに、多角的・客観的に事例をみていくことができるようになります。

チームで支援していく上では、早い段階から関係機関と連携し、客観的な事実の経過を共有することが有効です。

(2) 認知症を理解した地域づくり

虐待を受けている多くの高齢者には、何らかの認知症の症状が現れており、様々な症状が現れる認知症高齢者の安全を図るため、場合によっては高齢者の行動をやむを得ず養護者が抑制してしまうなど、したくなくてもそうせざるを得ない状況に陥る危険性があり、養護者のみの介護には限界があります。

地域で認知症を正しく理解し、養護者の方だけに負担を背負わさないためにも、様々な社会資源と連携し共に支え合う地域づくりが望まれます。

また、高齢者に認知症が疑われる場合には、主治医への相談や専門医への受診をすすめましょう。高齢者本人の症状の改善だけでなく、家族の認知症に対する理解が深まり、介護保険サービス等の利用を含め適切な介護の実施が期待されます。

【認知症とは】

「歳をとると、もの忘れがひどくなった」などとおっしゃる方がいます。

とっさに物の名前が出てこなかったり、久しぶりに再会する相手の名前が思い浮かばなかったりする単なる「もの忘れ」は自然な老化からくるもので誰にでも起こりえます。

一方、「認知症」の場合は脳の病気が原因であり、単なる「もの忘れ」ではなく、記憶や判断力などに障害が現れ、普通の生活が送れなくなってしまいます。

【認知症状の例】

記憶障害：同じことを言ったり聞いたりするなど。

見当識障害：今どこにいるのかわからなくなるなど。

理解や判断力の障害：考えるスピードが遅くなるなど。

実行力障害：同じ物を買ってきては忘れ、買いためてしまうなど。

感情表現の変化：突然怒り出したり、泣き出したりするなど。

認知症について

- 気になることがある。
- 症状について詳しく知りたい。
- 専門に診てくれる医療機関を知りたい。
など

担当の地域包括支援センターにご連絡下さい
(P 5 4 の一覧を参照下さい)

(3) 地域での見守り等

老人クラブや自治会などの地域活動へ気軽に参加できるような地域づくりに取り組み、高齢者が孤立しないようにしましょう。

また、高齢者が家庭内において孤立したり、孤独を感じたりしていないかお互いに声をかけあい、地域で見守りましょう。

介護が必要な状態でありながら介護保険制度を利用していない場合などは、家庭内が閉鎖的になりやすく特に地域での見守りが重要です。関係者の役割や目的をしっかりと持ちながら対応しましょう。

その際には、信頼関係が崩れる恐れがありますので、情報が漏れないように特に気をつけましょう。



2. 福祉や介護に携わる関係者が行う支援のポイント

福祉や介護に携わる関係者の支援は、高齢者や養護者との日常的な関わりの中で、虐待の防止や発見、対応の実施までと多岐に渡ります。

高齢者の人権を守り、養護者の負担を軽減するためにも信頼関係を維持し、各種制度の利用を検討していく必要があります。

(1) 高齢者や養護者との信頼関係を保つ

高齢者虐待が疑われる家庭に訪問する際には、信頼関係を保つためにも、「何がこの家庭でおきているのか」などと積極的な調査を行うのではなく、高齢者や養護者の支援のための訪問の中で、何気ない気配りのある声かけなどによりサインに気づけるようにしましょう。

- 例えば、信頼関係のある養護者の方に・・・
 - ・生活している上で何か困っていることはありませんか？
 - ・どなたかに相談されていますか？
 - ・疲れてはいませんか？
 - ・体調は良いですか？
 - ・ご本人に直してもらいたいことなどありますか？ など

(2) 介護保険制度のサービスの利用

高齢者や養護者の状況により、介護保険サービスを利用しましょう。

- ①通所系サービス
 - ②短期入所系サービス
 - ③施設入所系サービス
 - ④サービスの組み合わせ など
- ※ケアマネジャーの関わりも重要です。

(3) 介護保険制度以外のサービスの利用

介護保険制度以外のサービスも利用しましょう。

- ①在宅福祉サービス
- ②生活支援ハウス
- ③サービスの組み合わせ など

(4) 一人で抱え込まない

高齢者虐待という大きな問題を一人で抱え込まないようにしてください。所属機関の上司・同僚への相談、関係者との連携で一人に係る負担を軽減しましょう。

(5) 高齢者虐待防止法は懲罰が目的ではない

高齢者の保護と養護者を支援するための法律であり、懲罰を目的としているものではありません。客観的に受け止め、高齢者や養護者に対して適切な支援が図られるよう検討していくことが重要です。

「虐待」という言葉にはさまざまなイメージが含まれますので使用する際には十分に気をつけましょう。

V 個人情報の保護について

居宅介護支援事業所や介護保険サービス事業所が利用者や家族に関する情報を得る際には、利用目的の明示を行い、事前同意を得ることが原則となっています。

しかしながら、相談や通報、届出によって知り得た情報や通報者に関する情報は、個人のプライバシーに関わる極めて繊細なものです。

情報の提供は、必要な範囲内で行い、書面の場合、目的が達成された際は、速やかに破棄（シュレッダーにかけるなどして）しましょう。

個人情報の保護に関する法律では、同意を得ずに特定の利用目的以外に個人情報を第三者に提供してはならないことが義務づけられていますが、個人情報の第三者への提供を本人の同意なしに行うことを制限する例外として、「本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」を挙げています。

高齢者虐待の事例については、例外規定に該当する場合もあると考えられます。

個人情報の保護に関する法律 第23条

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 1 (略)
- 2 人の生命、身体又は財産の保護のための必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 3 (略)
- 4 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

VI 高齢者虐待相談窓口一覧

地域包括支援センター

名 称	所在地	電 話
大仙市地域包括支援センター中央	大仙市大曲花園町1-1 (大仙市役所大曲庁舎内)	0187-63-1111
大仙市地域包括支援センター南部	大仙市小貫高畑字中荒所60-5 (大仙市社会福祉協議会本所内)	0187-88-8030
大仙市地域包括支援センター東部	大仙市北長野字茶畑141 (大仙市役所中仙庁舎内)	0187-56-7125
大仙市地域包括支援センター西部	大仙市刈和野字本町5 (大仙市役所西仙北庁舎内)	0187-87-3970
大仙市地域包括支援センター協和	大仙市協和境字野田4 (大仙市社会福祉協議会協和支所内)	018-892-3838

担当行政区

名 称	担当行政区
大仙市地域包括支援センター中央	<ul style="list-style-type: none"> ◦大曲地区 (通町、福住町、丸の内町、白金町、若竹町、中通町、黒瀬町、大町、上大町、浜町、花園町、あけぼの町、川原町、緑町、船場町、金谷町、須和町、中良野、栄町、上栄町、若葉町、田町、丸子町、福見町、戸巻町、戸蒔) ◦花館地区 ◦四ツ屋地区
大仙市地域包括支援センター南部	<ul style="list-style-type: none"> ◦大曲地区 (住吉町、日の出町、大槻、上飯田、中飯田、笑の口、高畑、東川、和合、古四王際、開谷地、於倉、小貫、川目、大島、屋鋪通、飯田町) ◦内小友地区 ◦大川西根地区 ◦藤木地区 ◦角間川地区
大仙市地域包括支援センター東部	<ul style="list-style-type: none"> ◦中仙地域全域 ◦仙北地域全域 ◦太田地域全域
大仙市地域包括支援センター西部	<ul style="list-style-type: none"> ◦神岡地域全域 ◦西仙北地域全域 ◦南外地域全域
大仙市地域包括支援センター協和	<ul style="list-style-type: none"> ◦協和地域全域

(平成22年4月～)

大仙市窓口

名 称	電 話
大仙市健康福祉部社会福祉課高齢者支援班(大仙市役所大曲庁舎)	0187-63-1111
大仙市神岡総合支所市民課 (大仙市役所神岡庁舎)	0187-72-4604
大仙市西仙北総合支所市民課 (大仙市役所西仙北庁舎)	0187-75-2973
大仙市中仙総合支所市民課 (大仙市役所中仙庁舎)	0187-56-2115
大仙市協和総合支所市民課 (大仙市役所協和庁舎)	018-892-3691
大仙市南外総合支所市民課 (大仙市役所南外庁舎)	0187-74-2113
大仙市仙北総合支所市民課 (大仙市役所仙北庁舎)	0187-63-3003
大仙市太田総合支所市民課 (大仙市役所太田庁舎)	0187-88-1114

(平成22年4月～)

資 料 編

○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者の支援に関する法律

○高齢者虐待防止マニュアル（簡易版）

－介護保険事業所・介護保険施設向け－

○平成21年度大仙市高齢者虐待防止マニュアル策定委員名簿

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成十七年十一月九日法律第二百二十四号)

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等(第六条—第十九条)

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等(第二十条—第二十五条)

第四章 雑則(第二十六条—第二十八条)

第五章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等(第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。)以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者とその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同法第二十四項に規定する介護老人福祉施設、同法第二十五項に規定する介護老人保健施設、同法第二十六項に規定する介護療養型医療施設若しくは同法第百十五条の四十五第一項に規定する地域包括支援センター(以下「養介護施設」という。)の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同法第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同法第二十一項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同法第十四項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同法第十八項に規定する介護予防支援事業(以下「養介護事業」という。)において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

(平二〇法四二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務等)

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。(高齢者虐待の早期発見等)

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「高齢者虐待対応協力者」という。))とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第一百五十五条の四十五第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平二〇法四二・一部改正)

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立ち入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第一百五十五条の四十五第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(平二〇法四二・一部改正)

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

- 2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

- 2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

- 6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二條 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 2 前項の規定は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三條 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第二十四條 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二條第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第二十五條 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則

(調査研究)

第二十六條 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第二十七條 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引(以下「財産上の不当取引」という。)による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

- 2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八條 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九條 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十條 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(検討)

- 2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八三号)

以下 略

**高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則
(平成十八年三月三十一日厚生労働省令第九十四号)**

(市町村からの報告)

第一条 市町村は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第二百二十四号。以下「法」という。)第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待(以下「虐待」という。)の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該虐待に係る法第二条第五項第一号に規定する養介護施設又は同項第二号に規定する養介護事業の事業所(以下「養介護施設等」という。)の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 一 養介護施設等の名称、所在地及び種別
- 二 虐待を受けた又は受けたと思われる高齢者の性別、年齢及び要介護状態区分(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七条第一項に規定する要介護状態区分をいう。)又は要支援状態区分(同条第二項に規定する要支援状態区分をいう。)その他の心身の状況
- 三 虐待の種別、内容及び発生要因
- 四 虐待を行った養介護施設従事者等(法第二条第二項に規定する養介護施設従事者等をいう。以下同じ。)の氏名、生年月日及び職種
- 五 市町村が行った対応
- 六 虐待が行われた養介護施設等において改善措置が採られている場合にはその内容
(平一八厚労令一一九・一部改正)

(指定都市及び中核市の例外)

第二条 法第二十二条第二項の厚生労働省令で定める場合は、養介護施設等について法第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出があった場合とする。

(都道府県知事による公表事項)

第三条 法第二十五条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 虐待があった養介護施設等の種別
- 二 虐待を行った養介護施設従事者等の職種
(平一八厚労令一一九・追加)

附 則

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年五月九日厚生労働省令第一一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

※誤解が生じないように訪問先やご家族の前では絶対に使用しないでください。

大仙市高齢者虐待防止マニュアル（簡易版）

－介護保険事業所・介護保険施設向け－



平成22年(2010年)3月

秋田県大仙市

高齢者虐待とは

養護者や養介護施設従事者等による65歳以上の高齢者に対する虐待行為です。

○養護者

高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

○養介護施設従事者等

「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員

区分	養介護施設	養介護事業
老人福祉法による規定	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業
介護保険法による規定	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業

○虐待行為

種類	行為
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えることや、本人の意に反し、何かに縛りつけるなどして身体を自由を奪うこと。
介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)	高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

虐待を受けている高齢者に気づいたら

- ・虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は市町村へ通報しなければならないことになっています。
- ・特に高齢者の命に関わるような重大な危険が生じている場合は、速やかに通報しなければなりません。

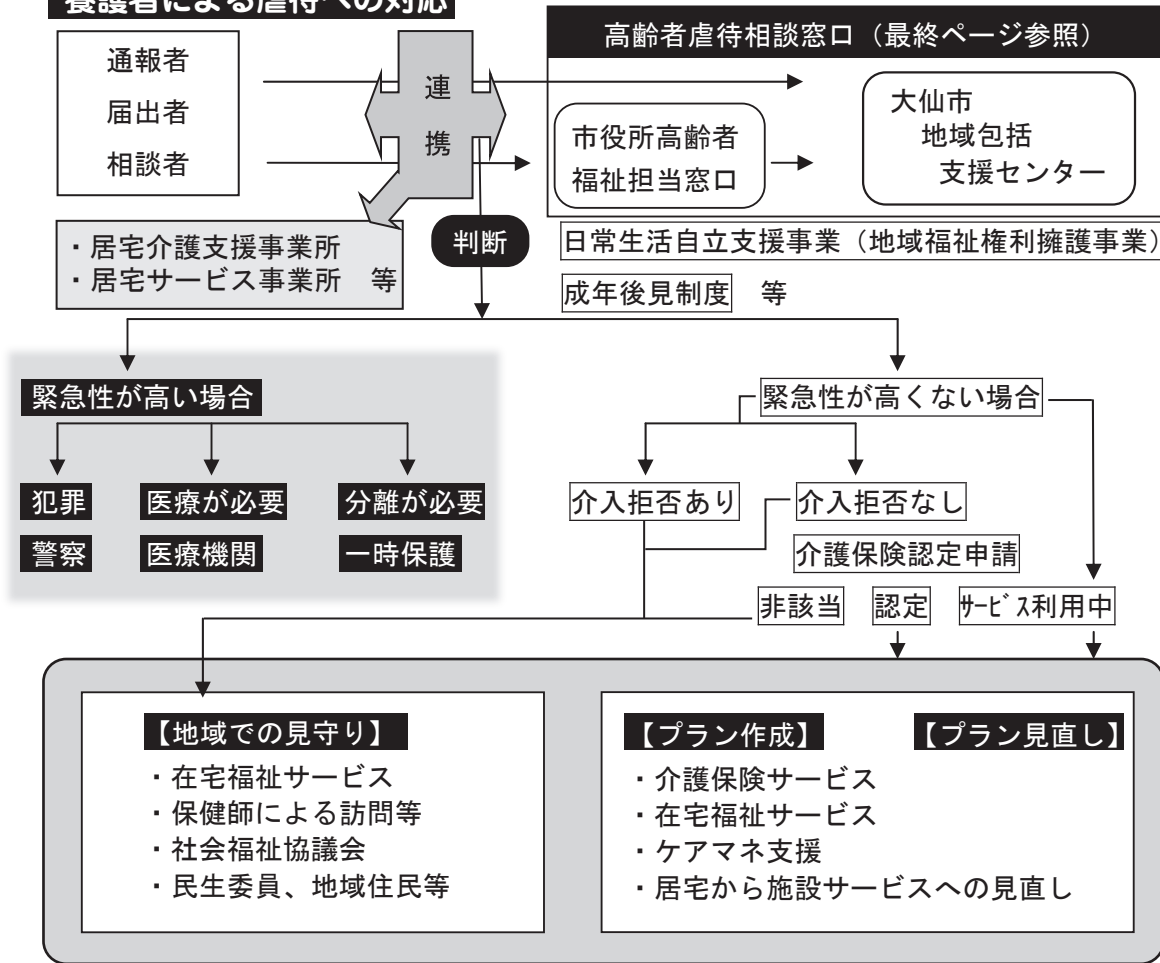
(高齢者虐待防止法第7条に規定されています)

高齢者の福祉に業務上関係のある方たちは

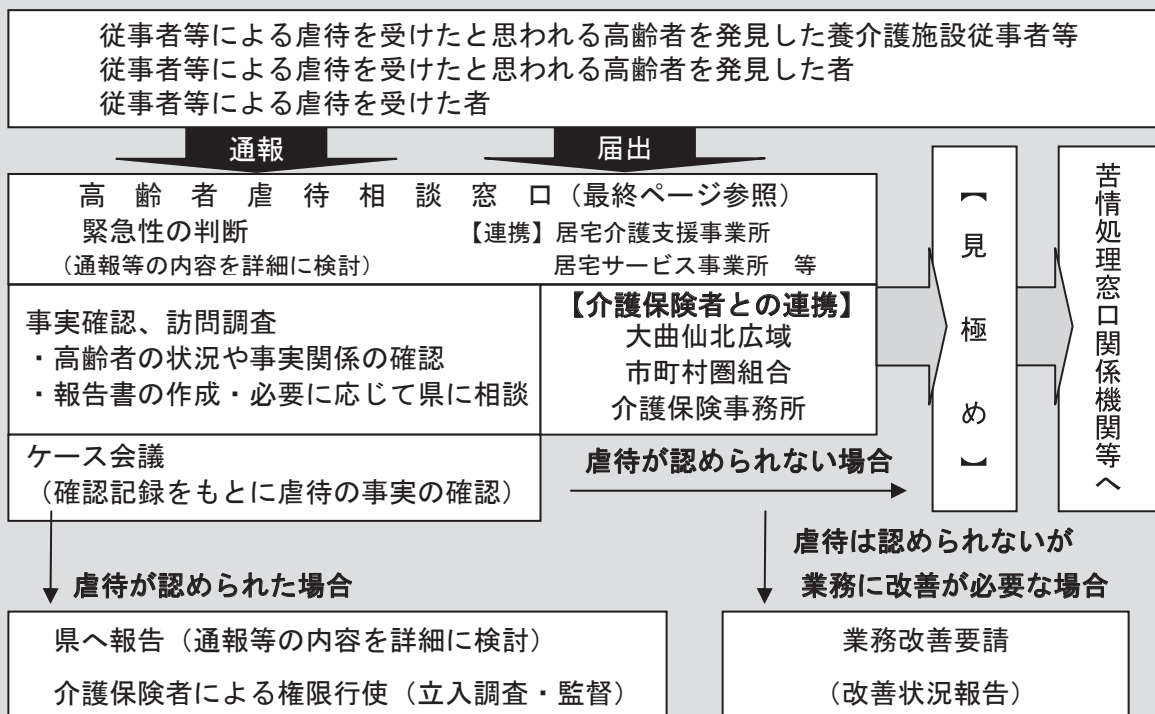
- ・早期発見に努めなければなりません。

(高齢者虐待防止法第5条に規定されています)

養護者による虐待への対応



養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応



関係機関との連携

高齢者虐待には、複雑な背景がある場合が多く、単独機関で解決できないことが多いため、チームで支援していくことが重要です。色々な職種・機関がチームで役割を分担していくことで、支援者一人一人にかかる負担を軽くするとともに、多角的・客観的に事例をみていくことができるようになります。早い段階から関係機関と連携し、客観的な事実の経過を共有することが有効です。

関係者が行う支援のポイント

○信頼関係を保ちましょう。

高齢者や養護者の支援のための訪問の中で、何気ない気配りのある声かけなどによりサインに気づけるようにしましょう。

○介護保険サービス等を利用しましょう。

高齢者や養護者の状況により、介護保険サービス等を利用しましょう。

- ①介護保険サービス ②在宅福祉サービス ③サービスの組み合わせ
- ④生活支援ハウスなど

※介護保険サービスを利用する際はケアマネジャーの関わりも重要です。

○一人で抱え込まないようにしましょう。

高齢者虐待という大きな問題を一人で抱え込まないようにしてください。所属機関の上司・同僚への相談、関係者との連携で一人に係る負担を軽減しましょう。

○高齢者虐待防止法は懲罰が目的ではありません。

高齢者の保護と養護者を支援するための法律であり、懲罰を目的としているものではありません。客観的に受け止め、高齢者や養護者に対して適切な支援が図られるよう検討していくことが重要です。

「虐待」という言葉にはさまざまなイメージが含まれますので使用する際には十分に気をつけましょう。

地域で見守る場合は

老人クラブや自治会などの地域活動へ気軽に参加できるような地域づくりに取り組み、高齢者が孤立しないようにしましょう。

また、高齢者が家庭内において孤立したり、孤独を感じたりしていないかお互いに声をかけあい、地域で見守りましょう。

介護が必要な状態でありながら介護保険制度を利用していない場合などは、家庭内が閉鎖的になりやすく特に地域での見守りが重要です。関係者の役割や目的をしっかりと持ちながら対応しましょう。

また、信頼関係が崩れる恐れがありますので、情報が漏れないように特に気をつけましょう。

高齢者虐待が疑われる場合の『サイン』の例として以下のものがあります。
これらはあくまでも例示ですので、この他の「サイン」も見逃さないようにしましょう。

〈高齢者虐待の兆候を示すサイン例〉

《身体的虐待》

体に不自然な傷やアザがある
傷やアザに対する説明のつじつまが合わない
回復状態が様々な段階の傷、アザがある
頭、顔、頭皮などに傷がある
臀部や手のひら、背中などにやけどの痕がある
わずかなことにおびえやすい（情緒不安定）
「家にいたくない」、「けられる」などの訴えがある
家族が側にいる時と、いない時では、態度や表情がはっきり違う

《世話の放棄・放任》

部屋、住居が極めて非衛生的、異臭を放っている
部屋の中に衣類やおむつなどが散乱している
髪、ひげ、爪が伸び放題で汚れている
下着や衣服がぬれたり、汚れたりしたままとなっている
身体にかなりの異臭がする
かなりの程度の潰瘍やじょくそうができています
家族から世話や介護に否定的な発言がある
デイサービスなど利用後に「帰りたくない」などの言葉がきかれる

《心理的虐待》

強い無力感、抑うつや、あきらめ、投げやりな態度がみられる
意気消沈して、よく泣いたり、涙ぐんだりする
落ち着きがなく、動き回ったり、異常によくおしゃべりする
自傷行為、体の揺すり、指しゃぶり、かみつきなどがみられる
過度の恐怖心、脅えを示す
恐怖、苦痛、不満などを、いかにもオーバーに表現する

《性的虐待》

肛門や生殖器に異常（出血、傷、痛み、痒みなど）がある
肛門や生殖器についての話題や援助を避けたがる
座位や歩行が不自然であったり、困難なときがある
理由を明確にしないで、入浴やトイレなどの介助を突然拒否する

《経済的虐待》

「年金を取り上げられた」と訴える
「預金通帳がない」、「お金を盗られた」などと言う
介護サービスの利用料や生活費の支払いなどに滞りがある
必要と思われる受診や介護サービスが、家族の理由で受けられない

《養護者（介護者）からのサイン》

高齢者を介護している様子が乱暴に見える
高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をします
家族が福祉、保健、介護関係の担当者と接触することをためらう
高齢者に対して、冷淡な態度や無関心さが見られる

《地域からのサイン》

家の中から、家族の怒鳴り声や、高齢者の悲鳴が聞こえる
家の中から、物を投げる音や、物が壊れる音がする
天気が悪くても、高齢者が長時間、外にたたずんでいる
昼間でも、雨戸が閉まったままになっている

参考：「早期発見に役立つ12のサイン」（平成19年3月31日財団法人厚生労働問題研究会）

施設等における身体拘束

介護保険施設などにおいて、高齢者をベッドや車いすに縛りつけるなど身体
の自由を奪う身体拘束は、介護保険施設の運営基準において、入所者の「生命
又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き」身体拘束を行ってはな
らないとされており、原則として禁止されています。

「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件（すべて満たすことが必要）

- | |
|---|
| <p>○切迫性：利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。</p> <p>○非代替性：身体拘束以外に代替える介護方法がないこと。</p> <p>○一時性：身体拘束は一時的なものであること。</p> <p>※留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当の職員個人又はチームで行うのではなく、施設全体で判断することが必要である。 ・また、身体拘束の内容、目的、時間、期間などを高齢者本人や家族に対して十分に説明し、理解を求めることが必要である。 ・なお、介護保険サービス提供者には、身体拘束に関する記録の作成が義務づけられている。 |
|---|

高齢者虐待相談窓口一覧

大仙市地域包括支援センター

名称	電話	担当行政区
大仙市地域包括支援センター中央 大仙市大曲花園町1-1 (大仙市役所大曲庁舎内)	0187-63-1111	・大曲地区(通町、福住町、丸の内町、白金町、若竹町、中通町、黒瀬町、大町、上大町、浜町、花園町、あけぼの町、川原町、緑町、船場町、金谷町、須和町、中良野、栄町、上栄町、若葉町、田町、丸子町、福見町、戸巻町、戸時) ・花館地区 ・四ツ屋地区
大仙市地域包括支援センター南部 大仙市小貫高畑字中荒所60-5 (大仙市社会福祉協議会本所内)	0187-88-8030	・大曲地区(住吉町、日の出町、大槻、上飯田、中飯田、笑の口、高畑、東川、和合、古四王際、開谷地、於倉、小貫、川目、大島、屋鋪通、飯田町) ・内小友地区 ・大川西根地区 ・藤木地区 ・角間川地区
大仙市地域包括支援センター東部 大仙市北長野字茶畑141 (大仙市役所中仙庁舎内)	0187-56-7125	・中仙地域全域 ・仙北地域全域 ・太田地域全域
大仙市地域包括支援センター西部 大仙市刈和野字本町5 (大仙市役所西仙北庁舎内)	0187-87-3970	・神岡地域全域 ・西仙北地域全域 ・南外地域全域
大仙市地域包括支援センター協和 大仙市協和境字野田4 (大仙市社会福祉協議会協和支所内)	018-892-3838	・協和地域全域

(平成22年4月～)

大仙市窓口

名 称	電 話
大仙市健康福祉部社会福祉課高齢者支援班（大仙市役所大曲庁舎）	0187-63-1111
大仙市神岡総合支所市民課（大仙市役所神岡庁舎）	0187-72-4604
大仙市西仙北総合支所市民課（大仙市役所西仙北庁舎）	0187-75-2973
大仙市中仙総合支所市民課（大仙市役所中仙庁舎）	0187-56-2115
大仙市協和総合支所市民課（大仙市役所協和庁舎）	018-892-3691
大仙市南外総合支所市民課（大仙市役所南外庁舎）	0187-74-2113
大仙市仙北総合支所市民課（大仙市役所仙北庁舎）	0187-63-3003
大仙市太田総合支所市民課（大仙市役所太田庁舎）	0187-88-1114

（平成22年4月～）



○大仙市高齢者虐待防止マニュアル策定委員名簿

(敬称略)

所属団体等	氏名	備考
大曲仙北医師会	伊藤 良	委員長
大仙市社会福祉協議会	佐藤 晴子	副委員長
大仙市民生児童委員協議会	佐藤 文雄	
大曲仙北老人福祉施設連絡協議会	高橋 学	
県南地区介護支援専門員協議会	高橋 義直	
大曲仙北地域ケア従事者連絡協議会	小原 秀和	
大仙市健康福祉部健康増進センター	竹内 美知子	
大仙市老人クラブ連合会	千葉 嗣助	
大仙警察署生活安全課	佐藤 博志	
秋田県仙北地域振興局福祉環境部	齋藤 智子	
大仙市健康福祉部社会福祉課	杉尾 忠夫	
大曲仙北広域市町村圏組合介護保険事務所	藤嶋 勝広	

大仙市高齢者虐待防止マニュアル

平成22年3月 発行

編集発行：秋田県大仙市健康福祉部援護福祉課地域包括支援センター

〒014-8601 秋田県大仙市大曲花園町1番1号
TEL0187-63-1111 FAX0187-63-5190

